

会

議

午前10時 0分開会

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成26年12月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件があります。

本日の会議開催に当たり、説明員の糸賀秀穂副市長が欠席する旨の通知がありましたので、報告いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（土屋 忍君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から11日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、5番 鈴木 敬君と6番 岸山久志君の両名を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

10月28日から29日にかけて、総務文教委員会が岐阜県瑞浪市の中学校の統廃合についてを視察されました。

11月11日から12日にかけて、産業厚生委員会が和歌山県御坊市の広域清掃センターの運営について及び商店街振興事業についてを視察されました。

それぞれ視察報告書をお手元に配付してありますので、ご覧ください。

次に、11月19日付で受理いたしました請願1件の写しを配付してありますので、ご覧ください。

この請願第1号 行政書士法違反書類の下田市各機関への提出排除に関する請願は、請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託いたしますので、ご了承願います。

次に、昨日までに受理いたしました要望書1件でございます。

静岡県市議会議長会会長、富士市議会議長、小山忠之氏より送られてきました公益財団法人静岡県消防協会・静岡県消防長会、平成26年度要望書の写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、市長より提出のありました平成26年度市政懇話会概要をお手元に配付してありますので、ご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（鈴木 諭君） 朗読いたします。

下総庶第168号。平成26年12月3日。

下田市議会議長、土屋 忍様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成26年12月下田市議会定例会議案の送付について。

平成26年12月3日招集の平成26年12月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市一般会計補正予算（第5号））、議第54号 教育委員会委員の任命について、議第55号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 下田市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第58号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第60号 平成26年度下

田市一般会計補正予算（第6号）、議第61号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第62号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第63号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第64号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議第65号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

下総庶第169号。平成26年12月3日。

下田市議会議長、土屋 忍様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成26年12月、下田市議会定例会説明員について。

平成26年12月3日招集の平成26年12月下田市議会定例会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 野田光男、企画財政課長 鈴木俊一、総務課長 稲葉一三雄、地域防災課長 大石哲也、税務課長 楠山賢佐、会計管理者兼出納室長 高橋尚志、監査委員事務局長 峯岸 勉、建設課長 長友勝範、上下水道課長 日吉金吾、観光交流課長 土屋 仁、産業振興課長 平山雅仁、市民保健課長 鈴木邦明、福祉事務所長 原 鋪夫、施設整備室長 黒田幸雄、環境対策課長 佐藤晴美、教育委員会学校教育課長 土屋 出、教育委員会生涯学習課長 鈴木孝子。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（土屋 忍君） これより、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は6名であり、質問件数は19件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、学校再編整備計画について。2、充実した学校教育環境の施策について。3、ふるさと納税の特典制度整備について。4、防災・減災の取り組みについて。

以上4件について、1番 竹内清二君。

#### 〔1番 竹内清二君登壇〕

○1番（竹内清二君） 自公クラブの竹内清二です。

下田市議会議員となりましたこの4年間、私は今回を含め計8回一般質問として登壇させていただきました。さまざまな分野の中で市政について質問させていただきましたが、任期

中多分今回最後の一般質問になるであろう今回、その中から改めて私が政治を志したきっかけとなった地域教育と地域防災、この2点について、また、本年度6月定例会において質問いたしましたふるさと納税制度に関して、その後市民の皆様からも非常に反響が多かったため、改めてこの詳細について、先ほど議長からの通告にございました計4項目についてを質問させていただきます。

まず、1項目め、学校再編整備計画についてでございます。

今年度開催が予定されております学校再編整備審議会について、本年6月定例会においても同様の質問をさせていただきましたが、日程がいよいよ詰まってきた中、より具体的な内容が想定されているものと思われます。改めて本年度新たに招集、開催される審議会がどういった意味合いを持って開催されるのか、その趣旨、開催概要と答申をいただくまでのプロセス、行程についてをお教えいただきたいと思っております。

また、6月定例会において教育長からいただいた答弁から、この審議会へ諮問する内容は、平成19年12月に学校再編整備審議会において答申が出された稲梓中学校及び稲生沢中学校の統合計画の再検証を初め、前期中等教育環境、すなわち少人数生徒数となった中学校の再編についての内容となることとおおよそ想定できます。答申の内容によっては次年度以降の当局の対応が当該地域の中学校生徒たちの教育環境の整備、あるいはその生徒たちの未来そのものに極めて影響の多い重要な業務になると考えられます。

前回平成19年から現在に至るまでにおいては、答申に対し異なる経過、結果が講じられております。そしてまた、同じ環境下において、同じ原因により審議会で開催、再考される。今回においては前回改善に至らなかった原因、問題点を今後の運営にしっかりと反映させなければ同じ轍を踏むということも考えられます。

そこで、当局にはなぜ前回の答申に対し異なる結果を講じなければならなかったのか、その理由と、仮にその過程において反省点があるとすればそれを列挙いただくとともに、今回の審議会での答申以降、今後の業務においてそれをどう改善させていくのかをお伺いさせていただきます。

また、当局以外でも教育環境の再編整備等には教育委員会以外の所管が担う役割、例えば財政面やハード整備面が課せられる業務がございます。または各課間の連携、フォローアップが必須となり、また総合教育会議の創設等、これまでの教育行政を超えた役割が首長、あるいは各課に課せられているものと思われます。

市長には前回掲げられた諸課題に対応する全庁挙げての体制の構築が求められると思われ

ます。こういったご用意が存するか、市長のお考えをお伺いさせていただきます。

2番目に、充実した学校教育環境の施策についてお伺いいたします。

平成22年度に策定された第9次教育環境整備計画5カ年計画が本年度最終年度を迎えております。この計画に掲げた項目の達成状況と未実施計画への対応についてお伺いいたします。

同じく、第9次教育環境整備計画5カ年計画には、浜崎小学校東館は改修とうたわれておりますが、一方で総合計画においてはこれを解体とされております。どれが正しいのでしょうか。また、解体の場合は現在担っている東館の役割の代替をどのようにお考えになっているのかお伺いさせていただきます。

教育環境整備計画については次年度以降も新たな計画を策定すると思われま。次世代の人材育成の場である教育環境の充実は、消滅可能性自治体と言われる下田市にとって未来の地域創造に極めて重要なその根幹をなすものと考えます。より充実した計画を強く望むところでございますが、現実を見ると厳しい財政面の中、限られた教育予算において施設老朽化による環境を何とか工夫し、しのいでいる教職員のご苦勞を耳にするところでございます。

教育の充実は未来への直接投資であり、また女性の力を社会で活用すべきとする我が国の方針からも、子育てや教育環境の安心・安全は女性の社会進出を促す材料となり、厳しい財政面の中でも教育予算執行を優先順位の上位とし、地域行政運営方針の大きな柱とする自治体も現在ございます。

今回新たに策定される教育環境整備計画は、楠山市政がどう未来に向けビジョンを描いていくのかが問われるものであり、私も非常に期待しております。新しい整備計画をどう構築していくのか、その方針と内容を教育委員長並びに市長に、また財政運営面におけるの諸課題についてを財政当局にお考えをお伺いさせていただきます。

続きまして、ふるさと納税の特典制度整備についてお伺いいたします。

こちらは6月定例会の質問で私も質問させていただきましたが、このふるさと納税制度の特典制度整備について前向きに検討するとのご回答を賜りました。その後、当局からは実施に向け準備が進められているということをお伺いしており、改めて感謝申し上げる次第でございます。

その後、この半年間で計画がどう遂行されてきたのか、現状における実施に向けたスケジュールをお聞かせいただきたいと思ひます。また、現段階で想定している実施内容について、取り扱う品目やその選定品の募集方法及び運営方法について、現在のお考えをお聞かせ願ひます。

続きまして、4番目、防災・減災の取り組みについてをお伺いいたします。

本年8月31日に行われました総合防災訓練の実施は、あらゆる関係機関の強い公助の力を改めて私ども実感するとともに、当地が置かれている地理的弱点も同様に浮き彫りとなったものでございました。東海地震、あるいは南海トラフ巨大地震等、大規模災害発生直後の国・県の援助が届くまでの期間における下田市行政が担う公助については現在見直し作業が行われているものと思われます。改めてこの地域における防災上の弱点と、それを補完する市の役割とは何か、そのお考えと対策方法についてお聞かせ願います。

また同様に、公助が担う役割として、共助や自助の育成、すなわち平時における防災教育も公助の重要な課題であると認識される中、下田市民、あるいは各自主防災会等、自助、共助に現在抱えている危機をどう投げかけ、どう対策を講じてもらうのかも地域防災、公助の役割において重要な責務が課せられた防災課の責務だと考えております。

防災のプロフェッショナルであります大石課長が在職中でなければ達成することも、あるいは取り組むこともできない事項もたくさんあるかと存じます。下田市防災計画に自助、共助の育成を趣旨とする地域防災力の強化をどう盛り込んでいくのか、下田市防災課が地域に働きかけるべき役割についてお聞かせ願います。

また、自助、共助の育成は、特に子どもたちへの平時の防災教育をいかに充実させるかが重要になってきます。振り返れば昨年8月の西伊豆豪雨災害の際、災害ボランティアとして地元中学生、西伊豆や松崎の中学生の活躍が地域の復興に大変大いに寄与したとお伺いしております。その後、西伊豆ではボランティアの活動や災害に対する平時の備え、心構えなどを学校の授業を通して育成していると西伊豆町の災害ボランティアコーディネーターの方からお伺いいたしております。

災害による孤立もさることながら、暴風雨災害を危惧されるこの下田市においても、こういった平時の教育が必要でなかろうかと考えます。賀茂地域の住民にも大変多くいらっしゃいます災害ボランティアコーディネーター、あるいは防災士等の皆様の力をおかりし、平時の充実した防災カリキュラムに取り組むことにより、地域住民と協働した中学生への防災教育が可能かと存じますが、いかがでしょうか。防災担当課及び教育現場の責任者でございます教育長にその実施の可能性についてお伺いしたいと思っております。

下田市防災計画の見直し作業により、津波避難計画書策定業務が現在進められているものと思われます。平成23年6月定例会において、防災計画の見直しを行った上で、旧町内を初め、早急な避難が難しい地区、地域への防災対策として、防災ビルの新たな確保に努めると、

避難誘導サインの設置を進めるとの2つの回答を承りました。今回の計画書にこれらの対策がどう盛り込まれているのか、今後どうやって実施していくのかをお聞かせ願います。同様に、当計画において避難困難地域の解消策及び避難困難者への支援方法等について、どう図っていくのか、どう盛り込んでいく予定なのかもあわせてお願いいたします。

また、この津波避難計画書策定業務において計画されましたこの計画の推進に当たり、地域住民への周知はどのように図っていくのかもあわせてお伺いさせていただきます。

以上、主旨質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、竹内議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、学校再編整備の計画につきましては、教育長、担当課よりお答えいたしますが、その中で私のほうからは、諸課題に対する全庁挙げての体制構築についてということでありますので、お答えさせていただきます。

学校再編整備計画は、子供たちの優良な教育環境、また学習環境を提供すると同時に、保護者の皆様に子育てしやすい環境を提供することです。これはまちづくりの重要な課題として捉えなければなりませんので、議員ご指摘のように、ハード、ソフト、総合的な対応として関係各課が連携をして当局一体となって取り組まなければならないものであるというふうに考えております。

現在、具体的な体制等の構築というのは考えてはおりませんが、整備の進捗に合わせましてしっかりとした連携を築いていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、充実した学校教育の施策についてであります。第9次教育環境整備5カ年計画の達成状況と、また浜崎小学校の東館の解体計画等につきましては、担当課よりご説明させていただきます。その中で私からは、新しい教育環境整備計画をどのように構築していくのか、その方針内容、また財政運営についての諸課題というご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

第10次教育環境整備5カ年計画は、これから策定するところではありますが、今回策定される計画につきましては、次年度から新しい教育委員会制度が施行され、その制度では総合教育会議の開催や教育行政の大綱の策定が必要となり、総合教育会議におきましては教育の条件整備など、重要な教育施策の方向性が協議、調整されたり、大綱でも条件整備や推進すべ

き内容などが盛り込まれたりすることが求められているようであります。

したがいまして、今回策定されます5カ年計画に示される事業に関しましては、総合教育会議の中でしっかりと協議し、整備すべき事業につきましては、その実現に向け努力していきたいと考えております。

詳細、補足につきましては後ほど教育長、担当課よりお答えさせていただきます。

続きまして、ふるさと納税の特典制度の整備についてであります。ふるさと納税の特典制度につきましては、来年度の開始に向けまして担当課におきまして準備が進められております。特典制度によりまして利用者の増加、あるいは納税額の増加が言われておりますが、サービス合戦が過熱をし、本来の寄附の意味が変質しないよう注意も必要であると考えております。

これまで特典なしにおいて寄附いただいております皆様に対しましては、改めて感謝を申し上げるとともに、そのお気持ちをしっかりと引き継ぎながら特典制度によりましてこの町のすばらしさをしっかりと発信する、また地域経済にも寄与していく、そしてこの町のファンを増やしていきたい、そういうふうと考えております。実施に向けたスケジュール等に関しましては、担当課より後ほどお答えさせていただきます。

続きまして、防災・減災の取り組みであります。8月におきまして総合防災訓練を開催させていただきました。この際、自衛隊、警察、消防、海上保安部、米軍など、多くの応援部隊が集まっていたしまして、公助の力をこの目で確認することができ、応援、あるいは受援、双方にとりまして大変有意義な訓練であったと思っております。

今後、これらの関係性、その内容の精度を上げていかなければならないと考えております。ご指摘の防災・減災の取り組みの詳細につきましては、教育長、担当課よりお答えさせていただきます。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、私のほうからはご質問のありました中の学校再編に対する取り組みの前の反省点と改善点、新しく策定する教育環境整備計画の方針と内容、中学生の地域の皆さんのお力をかりた防災教育、この3点についてお答えさせていただきます。

なお、今後の学校再編整備計画、それから第9次教育環境整備5カ年計画の達成状況並びに浜崎小学校東館の今後の件につきましては、学校教育課長から後ほどお答えさせていただきます。このように思います。



それでは、学校統合に向けた取り組みの前回の反省点と改善点でございますけれども、前回統合に反対されました皆さんの声を整理してみますと、その声の中には、何といたっても行政側からの一方的な統合が押しつけられているように感じる。住民の声を聞かないまま押しつけられた。教育委員会における審議が不十分のまま進められたのではないか。統合は仕方がないけれども、進め方に問題がある。白紙にして考え直すべきだ。小規模を評価しておきながら存続の方策を何らとってこなかったのではないか。あるいは稲梓だけが犠牲になるのは納得ができない。昭和31年、文部省が示した通学距離、小学校4キロ、中学校6キロ、これはまだ生きているのではないか。そのほか、学校は地域の核、地域から学校がなくなると地域が衰退する。そして一度なくなってしまうと再度建設するのは大変困難である。このようなお意見をたくさんいただきました。

これらの声に対します反省点としましては、私たちが最も重視したい保護者の気持ちをどうしても統合してほしい、このような切実感を持った声にまで高めることができなかった、このように言えると思います。また、進め方への不信感が根強く残ってしまっていて、この気持ちを払拭するに至らなかった、このようにも思っております。

子供の学習環境のデメリット解消を前面に出して統合への理解を求めてきましたが、統合後の問題、課題や財政的な裏づけ、これが十分ではなく自信ある回答が出せなかった、これも大きな要因であったのかな、このように思っております。

これまでまだまだ説明が不十分、もっと地域に入って十分な理解を得るべき、しっかりした回答が示されていない、このような声には説明会、懇談会等を通し理解を得る努力をしてまいったつもりではございますけれども、残念ながら同意を得るに足る十分な理解にまでは至っていなかったのではないか、このように思っております。

このような反省点が挙げられるわけでございますけれども、今回お願いします再編整備審議会からどのような答申がいただけるかはわかりませんが、反省点を生かすためには次の点に十分配慮しなければならない、このように考えています。

まずは、現在の学びの環境について、多くの皆さんとの意見交換会を開催し、よりよい学習環境づくりについて共通理解の場を持たなければいけない、このように思っております。このことにつきましては、学校関係者、保護者代表の皆さん、それから稲梓の教育と文化を進める会、最後に区長会の皆さんとも意見交換の場を持たせていただいたところでございます。

再編整備審議会から答申をいただきました折には、当局案としての提案及び決定前に市民

の皆さんに十分周知をさせていただき、教育委員会におきましても十分な審議を得て方向性を出していきたいと、このように思っております。

次に、新しく策定する教育環境整備計画の方向と内容についてでございますけれども、先ほど市長のほうからもお話がございましたが、私のほうから少し具体的な内容についてお話をさせていただきたいと思えます。

第9次教育環境整備5カ年計画につきましては、本年度が最終年度となっているところでございますけれども、今回の計画におきまして、整備を予定していましたものにつきましては、ご承知のとおり、学校教育関係では大変厳しい財政状況の中ではございましたけれども、民間保育所改築工事に関します補助事業、念願でありました幼保再編整備事業、小学校におきますパソコン整備事業、十分ではありませんでしたが、学校トイレ施設整備事業、また市内中学校校長室、職員室等への空調設備設置事業、これが完了ということになり、全10事業のうち事業継続中を含めると7事業に取り組んでいただいたことになり、私としても大変ありがたく思っているところでございます。

ご質問のありました次期5カ年計画の方針及び内容につきましては、教育委員会としましては防災への対応を初め、さらなる少子化や情報化等、大きな変革期にあることを考えますと、未来に生きる力を育む学習環境、子供が安全・安心の中で学ぶことのできる学習環境、これらをしっかりと整備していくことが大切であると考えています。

次の5カ年の具体的な事業につきましては、これから検討するところでありますけれども、これまで積み残されてまいりました事業を優先しながらも、10年、あるいはその先を見通す中で考えていきたいと、このように思っております。

視点としましては、一層の少子化や人口減、防災、進行する教育施設の老朽化への対応、こういう面ではさらなる再編整備や今後の学校施設のあり方が検討されなければならないと思っておりますし、ますます進展する情報化への対応では、タブレットの導入、あるいはさらなる電子黒板の導入、こういうことも考えていかなければならないのではないかと、このように思っております。いずれにしましても、未来を担う子供の育成にとってよりよい教育環境整備の視点で取り組んでいきたいと、このように思います。

また、市長からも先ほどお話があったとおり、総合教育会議での協議や教育大綱とも関係しますので、方針、内容ともにしっかり議論して策定していきたいと、このように思っております。

次に、中学生の地域の皆さんの協働、協力によりしっかりと防災教育を進めるべきで

はないかというご提案でございますけれども、中学生の地域の皆さんとの協働による防災訓練も現在各地区で行われておりますけれども、1つの例を挙げてみますと、この12月7日に行われます河内地区の防災訓練におきましては、中学生にも情報班としての役割を持たせ、一時避難の後に情報班として各地区の家屋の避難の様子を示す安全マーク、これがあるようございますが、そのマークを確認に行ったり、AEDや消火栓の取り扱いを地域の皆さんと一緒に確認したりする活動、これが予定されていると聞いております。このような活動が他の地区におきましても地域の皆さんの連携・指導のもとに行われるようになっていると、このように認識をしております。

学校におきましても、県の賀茂防災局による出前講座、こういうものを年間計画に位置づけまして、防災訓練を保護者や地区の皆様と連携して夜間等に実施するなど、地域の力をおかりした防災教育、これにも取り組むようになってきております。

議員からお話をいただいたとおり、中学生には地域の一員としての防災力を身につけるためにも、お話のありましたボランティアコーディネーターの皆さんや防災士の皆さん等、より一層地域の皆さんの力をおかりして実践的な防災教育、防災訓練となるように、改めましてまた学校のほうに働きかけをしていきたいと、このように思っております。

私からは以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 私のほうからは3点ほどお答えさせていただきたいと思います。

まず、質問番号1番の学校再編整備計画について、本年度審議会の開催概要と答申をいただくまでの行程の質問ですけれども、本年9月定例会にて、再編整備審議会の委員報酬等、関連する予算を議決いただいたところですが、今回の審議会においては審議会規則に定める委員定数の上限である15名の方に委員をお願いすべく準備を進めてまいりました。市民代表として公募委員を募集したことや学識経験者の部分で調整に若干の時間を要したことから、11月下旬になり15名の委員が決定したところです。現在、審議会資料としまして、各学校の父兄等に意識調査として前回行ったものと同じアンケート調査を実施しております。

教育委員会としては、今回の審議会については諮問、アンケート調査、意識調査の考察、児童・生徒数の推移等の考え、学校再編計画の適正規模、配置、教育環境整備、財政などを具体的に話し合っていたいただき、答申に至るまでに6回程度開催したいと考えており、年度内に答申をいただくべく審議を進めていただきたいと考えております。

議会閉会後の12月18日に第1回の審議会を開催し、そこで前回の審議会答申も踏まえた上で教育委員会から諮問することになりますが、ある程度時間が限られた中での審議となりますので、集中的な調査審議を進めていくことになるかと思っております。

続きまして、質問番号2番の充実した学校教育環境の施策について、平成22年度に策定された第9次教育環境整備5カ年計画が本年度最終年度となります。この達成状況と未実施計画への対策についてのご質問でございますけれども、教育長と重複する部分がありますが、ご了承ください。

下田市第9次教育環境整備5カ年計画においては、学校教育課所管分として、1、民間保育所改築工事補助事業、2、幼保再編整備事業、3、学校給食調理場再編整備事業、4、小学校パソコン整備事業、5、浜崎小学校東館解体新築事業、6、学校トイレ施設整備事業、7、教育施設空調設備設置事業、8、浜崎小学校運動場整備事業、9、稲生沢小学校運動場整備事業、10、学校再編整備事業を目標に掲げ事業を推進してきました。

実施事業といたしまして、1の民間保育所改築工事補助事業は、平成22年度に民間保育所に補助を出し工事をしております。2の幼保再編整備事業は、平成25年度に認定こども園が完成し、今年度から3園体制で運営を行っております。3の学校給食調理場再編整備事業につきましては、平成23年度より事業を始め、調査や土地購入、設計等を行って現在継続中があります。4、小学校のパソコン整備事業は、平成25年度に各小学校へ194台等のパソコンを整備しております。6の学校トイレ施設整備事業は、平成22年度に朝日小学校、浜崎小学校、稲梓小学校、白浜小学校、大賀茂小学校の一部の整備を行いました。7、教育施設空調設備設置事業は、平成23年度に各中学校保健室を整備し、今年度の9月補正で各中学校の校長室、職員室、事務室に整備をさせていただきます。10、学校再編整備事業は、今年度の9月補正で審議会の報酬等を承認していただきました。

未実施事業については、5、浜崎小学校東館解体新築事業、8、浜崎小学校運動場整備事業、9、稲生沢小学校運動場整備事業となっており、これら未実施の計画については前計画である第8次教育環境整備5カ年計画からの積み残しが多いのは事実でございます。今年度中に新たな第10次教育環境整備5カ年計画を策定することとしていますが、これら未実施の事業についても今後の状況変化等を見極めながら、引き続き計画として掲載するか否かの協議を進めなければならないものと考えております。

続きまして、同じく質問番号2番のところで、第9次教育環境整備5カ年計画において、浜崎小学校東館は改修とうたわれておりますけれども、一方、総合計画においては解体とさ

れております。どちらが正しいのでしょうか、また解体の場合は現在担っている東館の役割の代替はどのようにお考えでしょうかというご質問でございます。

浜崎小学校東館については、過去に1階、2階とも3室ずつの教室を有していましたが、耐震性の問題で平成9年の頃より教室としては使用しておらず、現在は防災器具や学校備品の倉庫として利用している状況です。耐震診断の結果、安全が確保されていないとの理由で現在の措置がとられておりますが、その結果、それまで東館にあった6室の機能を全て本館に移すことになったため、現在の浜崎小学校に余裕教室すらない状況であり、パソコン教室に至ってはその広さが普通の教室の半分程度しか確保できていない状況です。

総合計画では解体となっておりますが、現在の校舎が手狭な状況となっており、改善についての学校要望は今も届いております。教育委員会としては現在の東館と同程度とまでは言わなくても、生活科等、多目的に使用できる教室や現在倉庫の役割を果たしている機能の確保は必要ではないかと考えております。したがって、浜崎小学校東館については、教育委員会としては第9次教育環境整備5カ年計画では未実施事業となってしまいましたが、第10次計画におきましても解体新築事業として計画に位置づけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） ただいま学校教育課長のほうからご答弁いただきまして、新しく策定される教育環境整備計画について、財政運営面についての諸課題についてのお考えをということでございます。

財政の状況につきましては、先般、全員協議会の中で今後向こう3年間の見通しについてご説明をさせていただいたとおりでございます。その際のご報告のとおり、やはり私どもの財政の現時点の推計としましては、どうしても財源不足に陥ってしまうという状況がございます。

そのような中で、いろんな工夫の中でこれまでも財政運営はしてきたつもりでございます。議員がおっしゃるように、私も教育環境の整備については、子供たちの将来、要するに下田市の、もしくは我が国の将来を担う礎となる場でございますので、それなりの投資は必要かなということは十分に認識はしているつもりではございますけれども、何せ行政分野は非常に広うございまして、教育その他、福祉の分野、医療の分野、いわゆる社会保障関係、これらに近年財源がくわれている、言葉は悪いんですけれども、そちらのほうに一般財源を向けざるを得ないという状況等もございます。

そのような中で、教育環境の第9次について、残念ながら積み残しがあったということでございます。それにつきましても教育委員会ご当局のほうは改めて10次のほうで計画したいということでございます。それについて、じゃ財政がどのように対応できるのかということでございますけれども、この場でははっきりお約束はできませんけれども、いずれにしましてもちょうど総合計画も27年度が前期の終了の年度となります。それから28年度から32年度が後期の計画になるというような中で、総合計画で想定している事業をまず最優先にせざるを得ないというような状況はあるかと思っておりますけれども、その中で、創意工夫の中でできるだけ財源等を捻出した中で、教育のほうにも目を向けていきたいと、そのように考えているところでございます。

すみません、もう1つ。それから、ふるさと納税の特典制度のご質問です。すみません、大変申しわけございませんでした。

市長のほうからもご答弁いただいているんですけれども、この特典制度につきましては、議員のほうからも6月に質問がございましたというところでございますけれども、11月5日に政策会議を開催させていただきまして、いわゆる方針を変更するという意思決定が正式に決定されたところでございます。要するに、今まではふるさと納税の趣旨からいって、いわゆる恩典はいかななものかという部分について、制度が開始された際に議論をされ、その際には特典は遠慮しましょうという結論に至って今までそういう経緯できたというところでございますけれども、近年のふるさと納税、ちょっと意味合いも違っているのかなと個人的には思うんですけれども、いわゆるそれによって市内の経済等も活性化されるという一助になればというようなことから、従来の考え方を變更して特典制度を定めていきたいと思いますので、先ほど申し上げました政策会議の際に意思決定をしたというところでございます。

じゃ実際に、要するにスケジュール化等のご質問なんですけれども、今現在は企画財政課のほうを中心にしまして、庁内の関連課の職員にご協力をいただきまして事前の協議を今行っているところでございまして、特典の金額の設定、それから申し込みの方法、それから商品の選定方法、これらについて協議、確認をしているところでございます。

現段階で申し上げますと、取り扱う商品につきましては未定でございますけれども、方向としましては、下田市の地域性、それと平等性、それから継続性、宣伝効果等、それらを十分考慮しまして、その商品等につきましてはそういった形で私どもが選定するということができれば、市のいわゆる公認というような意味も含むというぐあいに考えられますので、慎重な形で選定したいというぐあいに考えております。

その方法でございますけれども、まず、いわゆる農協さん、漁協さん、それから商工会議所、観光協会等の団体にとりあえずご相談を行いたいというふうに考えておるところでございます。

実際の運営でございますけれども、議員の6月の質問でもあったかと思うんですけれども、まずインターネットの発信ですね、今現在非常に効果がございまして、これらが主流になるというふうに考えておりますので、これにつきましては全国的な対応がございましてノウハウを持っている事業者さんにご協力をいただくというようなことが必要になるというぐあいに考えてございます。

未定の部分ばかりで大変恐縮ではございますけれども、寄附をいただける方にご満足をいただく、このことによってその宣伝効果を大いに利用しまして、当市経済の好循環にいかにつなげていけるのかということを中心に考え方をまとめていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 防災・減災の取り組みについてお答えいたします。

まず、防災上の弱点とそれの補完ということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、南海トラフの巨大地震が起こった場合、伊豆半島は陸路が分断され、港も瓦れき等ですぐには使用できません。また、そのため応援部隊の到着には困難を極めることが予想されております。

今回の総合防災訓練では、多くの航空機や船舶が使用されましたが、南海トラフの巨大地震が起こった場合には伊豆半島にあれほどの機動力が集結することは大変難しく、市としては、県と連携し、少ない応援部隊をいかに正確に早く、一番必要とされる活動箇所に振り分けるかが重要だと思っております。

これを行うには、やはり住民の自助、共助、そして市職員のレベルアップを図ることが重要だと思っております。特に、初期の72時間には現地の自主防災会、消防団が主体となって住民自らが初期の救出、救助や避難所の運営を行えるようになることが重要であります。また、市職員にありましては、情報の収集、分析、それから発信能力を高め、応援部隊の活動を最も公助を必要としている箇所に効率的に配置できるようになることが重要だと思っております。

これには日々の訓練と各自の自覚のほうを高めなければなりませんので、今回日曜日に行われる地域防災訓練には多くの市民の参加をお願いしたいところであります。

また、本年度より新たにやっている活動といたしましては、自主防災会長さんを対象としました研修を行ったり、現地見学などを実施もしておりますし、そのほかにも各種団体への訓練への協力や、後でも若干述べますけれども、各学校や団体へ防災講話等の要請があった場合にはできるだけ市の職員を出席させるということで対応しております。こういったことを継続的に行うことによりまして自覚とそれから能力のほうを高めていきたいと思っております。

また、市職員に対しましては、本年度中に実践的な図上訓練を行いたいと思っております。これは事前に情報を与えない、ブラインド型の訓練を現在県の小平危機指導監の協力のもとで行っておりまして、そこを通して市職員の判断能力の向上等も図っていききたいというふうに考えております。

また、応援部隊との連携した訓練を年間を通じて実施しまして、市内の地形を覚えてもらったりしまして、災害時のスムーズな展開を行えるようにしたいと考えております。

次に、地域住民と協働した中学生への防災教育が可能かというご質問でございますが、本年度から賀茂地域防災局の職員が全小・中学校に対して防災講話を行っているところであります。また、市職員も、先ほど申し上げましたとおりに、要請があった場合には講話に行っているというような状況に今あります。また、地域にいらっしゃる災害ボランティアコーディネーターや防災士の方々にも学校のカリキュラムの中でその知識や経験を活用していただけるように、学校との橋渡しの役目を担えるように地域防災課としても考えております。

さらに、現在も地域で行われている訓練に子供さんが参加してもらっておりますけれども、今後とも継続して参加していただくようにしまして、子供たちにこの訓練を通して社会貢献の意味について自覚させるとともに、子供たちが地域の一員として地域への愛着や自分たちの町を災害から守るという意識を醸成するよう、教育委員会の協力のもと推進していきたいと考えております。

次に、津波避難計画でございますけれども、こちらのほうは現在策定のための作業を進めているところでありまして、先日第1回目の地元の説明会を行いまして、この中では逃げ地図の要素も含めた形でいろいろ検討をしているところでございます。議員ご承知のとおり、この計画は南海地震に伴い発生する津波の災害から、地区住民等の生命及び安全を確保するための避難計画でありまして、基本的な対策を策定することにより、地区住民や地区内事業所等の津波避難対策に資することを目的としているものでございます。

ご質問の津波避難ビルの新たな確保につきましては、国が示す津波避難等に係るガイドラ



イン、また津波避難ビル等の構造上の要件に係る技術基準に基づき、耐震及び耐浪検査の実施をして安全性の確認をしていく必要があるというふうに考えておりますので、この津波避難計画が策定されまして必要とされる津波避難ビルに対していろいろな措置をしていきたいというふうに考えております。

また、避難誘導サインの設置につきましては、毎年避難誘導標識等の設置を行っておりますけれども、現在避難誘導標示方法については県下統一ということで、県とともに今調整を行っているところでございますので、今後設置方法を含めて対策のほうを進めていきたいというふうに考えております。

また、当市は沿岸地域でありまして、海水浴に訪れる観光客に対しての対策もあわせて講じていかなければならないと考えておりまして、こちらに対してもこの統一感というものが重要だと思っております。

いずれにしましても、これらの対策に関しましては、津波避難計画策定後に問題点の整理をして、早急に作業のほうを進めていきたいというふうに考えております。

次に、避難困難地域の解消及び避難困難者への支援方法等についてということでございますけれども、避難範囲の検証を行った結果、今回の計画の中で、避難可能時間内に避難施設に到達できない地域、いわゆる特定避難困難地域、避難施設空白地域が示された場合については、今後新たな津波避難計画等の中でいろいろな避難ビル等の確保等、さまざまな防災対策の構築を検討していかなければならないと考えておりまして、避難困難者に対しましても同様に、その地域にどういった状況になるかというものを勘案しまして、その対策について考えていきたいと思っております。

また、地域住民への周知ということでございますが、現在津波避難計画の策定作業をしておりまして、地区説明会というものを先日1回やりまして、今後沿岸部を4地区に分けて、また1月に行いたいと思っておりますので、各区との意見交換等をしていって進めていくことになっております。また、その中で避難対策に対して役立ていただくための津波避難マップが作成されますので、これを全戸配布するというようなことで住民への周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

10分間休憩します。

午前11時01分休憩

---

午前11時11分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

竹内清二君。

○1番（竹内清二君） ご答弁ありがとうございました。

まず、第1点目の学校再編整備計画について、教育長のほうから前回の反省点、あるいは現状の教育環境における諸課題等々を列挙いただきまして、またお考えというものをしっかりと現場のご苦勞も含めてご認識なされているということで安堵しております。

前回の反省点の中で、特に対地域住民の方々への説明不足といいますか、地域住民の方々からの要望というものに対する取り組みというものがなかなか前に進まなかったということをお伺いしております。特に今回においては、先ほど言いました15名の審議会の答申が年度内に出されるということで、その後の説明会等々が重要になってこようかと思いますが、前回の学校説明会、私は議員ではなくPTAの役員として参列させていただいた際には、やはり当然、当時はそういった認識がなかったんですけれども、今考えてみると当局の中で教育委員会の方々しか来られていなかったと、その中で財政的な質問等々において、例えばバスの運行の件ですとか、学校の整備自体の問題点ですとか、先ほどにもお話しさせていただきましたとおり、教育委員会の管轄以外の部分での質問というものに対してなかなか当局側がそこで即答、あるいはそういった要望に対する共有ができていなかったのかなという印象を今考えると感じざるを得ない状況でございます。できましたら次回以降の住民説明会においては、先ほど言いましたとおり、全庁挙げての取り組みということでのチームにおいて、住民の方々しっかりと協議をいただき、よりよい環境に向けての取り組みを、方策を組んでいただきたいと、こちらは要望としてお伝えさせていただきたいと思っております。

続きまして、教育環境の施策についてなんでございますが、先ほどお伺いしました第9次の計画において3計画が実施されずに置かれているという中で、この3項目については教育課長のほうからもご説明がありましたとおり、現場からかなり強い要望が出されている項目でございます。特に運動場に関する項目については、当然ながら学校の授業だけでなく通常の使い方においても相当苦勞なされていることで現場の先生からお伺いしております。ただし、この部分が財政面においてなかなか実施が難しいという側面も十分これは理解している中でございますが、先ほど教育課長のほうからもありました、特に東館の今後の運用に

については現場の強い要望がありながら政策として実施ができないという、この矛盾した点について市長がどういうふうに今後采配を振るっていくのか、その方針をどういうふうに考えていくのかというお考えを示していただきたいと思います。

ふるさと納税に関するご回答もいただき、着実に来年度に向けての取り組みがなされていることで感謝いたしたいと思います。

しかしながら、やはり今まで取り組んでいなかったというものが、その部分でふるさと納税の趣旨と相反する部分というものの考え方というものがやはり当局側にもまだまだあるのかなということですが、ぜひともその部分は民間の我々市民、あるいは商売人の方々の切迫した経済状況を考えますと、このふるさと納税で成功されているほかの地域を見ますと、本当にこのチャンスを生かすんだということで積極的に取り組んでいる事例を大変多く見受けられます。その切実した民間の状況を、ぜひともこのチャンスを生かしていただきたいという思いで前回質問させていただきました。

そう考えますと、今回西伊豆町が1億円を超える納税をいただいたという事例は、本当に西伊豆町のファインプレーといえますか、地域の住民もかなり評価をされているということをお伺いしております。特に60品目を超える商品を列挙し、その中でも独自性の商品を庁内の検討プロジェクトの中で模索、策定をしたということをお伺いしております。

こういったことはその今回のふるさと納税制度を利用してやろうと、しっかりとPRにつなげようという思いからなっているものかと考えます。ぜひそういった思いで来年4月の運用に向けての取り組みを組んでいただきたいと同時に、非常に私は危惧しているのが、あと残り3カ月の間でどれだけのことができるのかなという思いでいたしております。

私が質問をして半年たっている中で、今ご答弁をいただいた取り組みというのは政策会議で方針が変更されたということのみで、一向に具体的なものが目に見えて進んでいるという認識が感じられませんでした。もしその3カ月の間でできないということであれば、これはぜひとも民間の力を活用すべきであろうかと思えます。私も財政課長のほうにはいろいろと具体的な案を示させていただいておりますし、市民の中からもこういったものについて協力するよと、無償で協力するよということで伺っておる次第でございますので、特に商工会議所や漁協、農協という組織を超えた市民プロジェクト等を早急につくり、60品目を超える下田市の魅力をしっかりPRできる品目の策定及び選定、そして公表という運びにさせていただきたいのと、これは要望として、そしてそれに対するお考えについてお伺いさせていただきたいと思います。

防災教育についてご回答ありがとうございました。これはなぜ今回質問させていただいたかと言いますと、西伊豆町の実例というものを私も先般セミナーでお伺いいたしまして、本当に西伊豆の子供たちの力というものを強く痛感し、また、この活躍を何とか下田の子供たちにも伝えたいなという思いがございました。その中に、西伊豆町の災害ボランティアの発表者の方にちょっとお伺いしたのは、ほかの市町からは講演依頼があるんだけど、下田からはないんですよということでもちょっとお伺いしまして、ぜひともそういった取り組みといますか、いい事例がすぐ隣町にありますので、要望としてこういったセミナーを子供たちに聞かせていただく機会を与えていただきたいと思います。

それと、防災計画の見直しについてもご回答いただきました。特に、平成23年6月の定例会でこれをやりますよというご回答をいただいたにもかかわらず、もう既に3年半進んでおる中で、国・県の指針がその中で変わってきたという環境もございしますが、やはり下田市として今やらなければいけないもの、特に旧町内を初め、災害が危惧される地域において市民の皆様が安心して暮らせる環境というものはいち早く取り組まなければいけないのかなと考えております。

その中で、避難ビルの新たな確保というものについては、国のガイドラインの中で今後考えていくということでお考えになっておりますが、空白地域というのはある程度想定される中で、やはりこの部分は率先して、時間軸を短くして進めていくべきではなかろうかなと考えます。

特に前回の6月定例会で私が質問させていただいた東本郷地区の避難ビル、あるいは避難場所の問題点についてはかなり危険性が指摘されているということで、地域の皆様からも、あるいは防災の関係者の方からもお伺いしております。

この東本郷地区においては、新庁舎の建設に関しての防災ビル兼用ということで、その部分が多少議論が遅れているのかなと思われませんが、現在においてこれは率先して進めるべきと考えておりますが、その点について再度、東本郷地区の避難場所ということでお伺いさせていただきたいと思えます。

あと最後に、避難誘導サインの設置場所を県統一のデザインで今検討中だということで大石課長のほうからお伺いしました。私もそれはデザイン性、あるいは可視性といいますか、一目で避難場所がわかるようなサインというのは必要でなかろうかなと思っておりますが、枚数についてはもう既に押さえておくべき時期をとうに過ぎているのかなと思えます。当然それは県の補助、あるいはメニューの中で多少の財政的な援助というものが期待されるところでは

あると思いますが、このデザイン、あるいはほかの国・県からの補助があつて枚数が決まるものではなく、枚数というのは必要なものがあり、それを用意するというものがこの避難誘導サインでなかろうかなと思います。そういった枚数、あるいはサインの設置場所の検討というものを既になされているかどうかをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 答弁をお願いします。

市長。

○市長（楠山俊介君） 第9次の教育環境整備5カ年計画作成の中で、先ほども課長、あるいは教育長から説明のありましたように、8次からの積み残しがあり、また9次における未実施もその8次からつながっているようなことの中で、皆さんにはご迷惑をかけているかというふうに思いますが、この10次の環境整備の策定に当たりましては、その理由というものもっと精査をして、また8次、9次の状況の中では学校の状況、特に生徒数だとか、また中での利用というものも変化しているというふうに思いますので、ただ単純に積み残しをそのまま計画に載けるのではなく、現場の皆さんとしっかりもう一度精査をし、現状把握をして、そしてやるべきものは計画にしっかり載せ、そして変更する、あるいは計画として廃止してもいいものがありましたら、また現場の確認の中で進めたいというふうに思っております。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） ふるさと納税の特典制度の関係でございますけれども、ご案内のとおり、議員も入っていた中で、民間の方々のほうからぜひこのようにしたらというご提案等が何回かございまして、私は1回でございましてその席に出席させていただきました。民間の方々が非常によく思っている方々ですので、ぜひそういった方々のお力もかりた中でいい方向に進めていきたいというように考えております。

西伊豆町の例が出たんですけれども、私どもとしましても西伊豆町さんのほうにお話を聞きに行ってきました。報道等にありましたとおり、10月31日現在で約5,300件、1億円の寄附が集まったというところだそうです。最初は商品選定に際しましては、やはり公平性であるとか、その辺を加味した中で、実際は応募をかけたというふうに聞いています。ところが、応募が2件ぐらいしかなかったということなんですね。そういうことで、先ほど議員の中でお話がありましたとおり、町内で若手を中心にしたプロジェクトチームをつかって、たしか11名と聞いているんですけれども、それぞれ担当エリアを決めて、要するに営業に行つてこいと、そのような形をもって今の姿になったというふうに聞いております。そういったこ

とも参考にしながら、よりよい商品を発掘していくということが肝要かなというふうに思っています。

そのようなこともございますけれども、いずれにしても行政単独ではなかなか難しい部分もありますので、民間の力、ぜひご協力をいただいてよりよい商品開発をしていきたいということを考えております。またぜひよろしく願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 津波避難区域の中で空白地域があるということがございますけれども、東本郷地区につきましては確かに現状では津波避難ビルもほとんどありませんし、非常に厳しい状態なのはわかってございます。

そんな中で、また津波避難ビルになり得るところに関しましてはなかなか新しいビルで、さらに耐震性があるって耐浪性があるというものを調べなければなりませんので、すぐには言えませんけれども、現在もある程度目星をつけて話を、津波避難ビルには限らないんですけども、避難場所として話をしたいなと思って話をしたこともあるんですけども、なかなか民間との話なものですからすぐにすぐにというわけにはいかないの、今後もそういった努力を続けていこうと思っております。

また、今回津波避難計画が出た段階で、本当に空白地域があるということで、どうしようもないところには何かしらのものを設置していかなければならないのかなと思っておりますけれども、できるだけ既存のものを使った形で対応できるように考えていきたいと思っております。

また、津波避難の誘導サインの件ですけれども、枚数につきましては、やはり今回津波避難の県とやっているというんですけども、その中でもどういった場所に掲示したらいいのかというのやっぱり統一感がとれていないと、それは枚数、それこそこの電柱にもあるようなものは望ましいとは思いますが、そんな中で統一感を持って、どういったところに設置すべきかということも話し合いの中でやりたいと思っておりますので、その中で枚数のほうも、下田市にとってはその考え方でやったらどれぐらいいるんだとか、そういった形で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。

まず、学校再編計画についての市長の考えをお伺いしまして……

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

○1番（竹内清二君） 学校教育現場の環境についての市長のお考えについてお伺いしました。

特に、現場の皆様と協議した中で第10次に向けたメニューを選定するというごことお伺いしましたが、現場の皆様から、各学校から毎年年度の要望というものが出ていると思います。そういった中を見ますと、かなりさかのぼって同じ要望というものが出ている、特にグラウンドであったり、細かいところ言えば手すり1つというものがなかなか前に進んでいないという現状がございますので、財政的な面というのは十分認識しておりますが、そのプライオリティーが市長の中でどこに持っていくかというところで市の方針というのが決まってくると思います。

そういったものをしっかり明確とした中で、各所管の皆様にお伝えし、もしそこで担えないものが学校教育にあるのであれば、現場の皆様にもしっかりとその思いというものを強く伝えていく必要があるのではなかろうかなと思います。ぜひその部分は共通認識というものを持って取り組んでいただきたいと思います。強く要望させていただきます。

ふるさと納税について、民間を活用していきたいという課長の答弁、本当に感謝させていただきたいと思います。特に西伊豆の例も今お話しさせていただきましたが、例えば南伊豆町で言えば湯の花会館さんを指定管理として委託しているということもお伺いしました。多分発送業務というものがかなり乱雑になるということもお伺いしております。そういった部分においては、市の担当当局の中だけで済む話ではございません。場合によっては非常に煩雑化した業務になる可能性もございますので、ぜひともその部分でも民間を活用し、それが委託業務になるのか、協力を依頼するのかわかりませんが、ぜひそういった部分も含めて3月までに方針、あるいは運営方法というような詳細を決めていただきたいと思います。

防災計画の中で、先ほど避難地域の解消、あるいは誘導サインの設置というものの方向性をお示しいただきましたが、やはりこの部分は目標時期というものをしっかりと明確にさせていただきたいなと思います。私どもは3.11以降、約4年間の間でかなりの恐怖の中でずっと放置といいますか、対策を講じていただくことを期待して待っております。その実行時期というものを……

○議長（土屋 忍君） 時間ですので。

○1番（竹内清二君） すみません。終わります。

○議長（土屋 忍君） これをもって1番、竹内清二君の一般質問を終わります。

次は、質問順位2番。1、地方創生法とまちづくりについて。（1）雇用の創出について。

(2) 子育て環境整備について。(3) 中心市街地の再生について。(4) 空き家・廃校等の活用について。以上1件について、5番 鈴木 敬君。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

○5番(鈴木 敬君) 政新会の鈴木 敬です。通告どおりに一般質問を始めたいと思います。

前回、平成26年6月定例会での一般質問において、私は少子高齢化・人口減少社会の急速な進行について質問をしました。日本創生会議による将来推定人口が発表された直後で、消滅可能性都市という新しい言葉、用語が提案されました。それによると、25年後には下田市は出産適齢の20代から30代の女性の人数が現在比で約6割も少なくなってしまう、人口も1万3,000人台まで落ち込んでしまうだろうという、とてもショッキングな内容でした。

そして、この予測に現実味を与えたのが、すさまじい勢いで進行する市内事業所の消失でした。特に、旧町内、東本郷地区から事業所や店舗がどんどん消えていく。創業100年を超える薬屋さんや衣料品店が店をたたんでしまう。手広く卸業を展開していた酒類販売店が業務停止となってしまう等々、次から次へと事業撤退の嵐が吹きすさびました。

それから半年がたちましたが、事態は一向におさまっておりません。かえって、さらに進行しているようにも見えます。この11月には東本郷地区で七、八軒のお店が閉まるらしいといううわさがぱっと広がりました。うわさだけではなく本当に店を閉めてしまうらしい、それも全て飲食店らしいということがわかりました。

これまで飲食店は不景気にも強いと言われてきました。一度に七、八軒も店がなくなるなんてとても信じられないことです。それも全て東本郷地区。私は旧町内、東西本郷地区は下田市の中心市街地だと思っていますので、これでは中心市街地の崩壊です。町が壊れてしまいます。町から人がいなくなってしまう。このような事態にどのように対応していくのか、このような事態をどのように克服していくのか。

以下において幾つかの質問をし、市長の見解をお聞きしたいと思います。

平成26年11月21日、国会の解散ぎりぎりに間に合わせるかのように、地方創生法2法案が成立しました。まち・ひと・しごと創生法と改正地域再生法です。これはアベノミクスの第三の矢、成長戦略の一環でもありますが、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的としているそうです。

しかし、まち・ひと・しごと創生法にしろ、改正地域再生法にしろ、国はさまざまな支援



体制を用意はしますが、あくまでも実施主体は地方自治体です。その地方の特性を考え、地方に適した地域再生計画を策定する必要があります。この地方創生法を下田市にどのように適用し、活用していけばよいのか。

まち・ひと・しごと創生法は、基本的視点として50年後に1億人程度の人口を維持することを目標に3つの視点を設定しています。それらは（1）若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、（2）東京一極集中の歯どめ、（3）地域の特性に即した地域課題の解決であり、そのための検討項目として、①地方への新しい人の流れをつくる、②地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする、③若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る、⑤地域と地域を連携する、以上の5項目を挙げています。

まさしく下田市の現状を指摘し、下田市の向かうべき方向性を明示しているかのようでもあります。いささか抽象的過ぎるかもしれません。このような視点、検討項目を踏まえて、では具体的にどのような施策を実施すべきなのかが問われます。

何といても雇用の場の確保、新たな雇用の創出が求められます。下田の町の特性を生かした下田に合った雇用の場です。

今、1次産業の6次産業化が大きく叫ばれています。1次産品である農林水産物を2次産業である製造業で付加価値をつけ、3次産業である宿泊や飲食などのサービス産業で市民や観光交流客に提供しようとするものです。特に、加工し付加価値をつける過程で地域のオリジナリティーが発揮され、地域独自のブランド商品に生まれ変わります。そしてこの加工産業に新たな雇用が創出されます。

下田市の産業構造に一番足りないのがまさしくこの過程であると思います。町工場的な加工場を幾つかつくることによって市内経済に厚みが増していきます。キンメ缶や開国じょうゆキンメちゃんなども市内製造、販売することによって、下田市の観光産業にも厚みが増していきます。

そして、この加工産業を少し広く解釈すると、今一番成長の可能性を感じられるのは林業の分野であると思います。杉、ヒノキなどの木材、あるいは間伐材を搬出し販売する事業です。

先日、県の賀茂農林事務所からレクチャーを受けました。それによると、下田市内の森林資源活用による経済効果の試算として、約6億4,000万円の経済効果と約30人の雇用創出効果があるとの見込みでした。あくまでも数字上のことではありますが、林業がこれからの成

長産業であるのは間違いないと思います。

私としてはさらにこの先に、木質バイオマス発電事業、間伐材を燃料資源とした自然再生可能エネルギーによる発電事業も見通していければよいなと思っています。

また、山林の手入れをすることは、即有害鳥獣対策になります。イノシシやシカを捕獲し、食肉に加工する。そのために食肉センターを設立するという事業も当然加工産業育成の一環となるでしょう。

バイオマス発電事業や食肉センター事業などは、事業規模から言っても下田市1市ではとても無理です。少なくとも賀茂一円、1市5町の共同事業となるでしょう。先ほどの検討項目の⑤地域と地域を連携する事業となるでしょう。

これらの事業については、下田市は行政として積極的に事業推進の旗を振っていく必要があると思いますが、どのようにお考えですか、市長にお聞きします。

地方創生法は、次に、若い世代が自らの希望に沿って地方で生活し、結婚、出産、子育てができる環境の整備をうたっております。

雇用の場の創出の次には、というよりも同時的に子育て環境の整備が求められます。

前回、6月の一般質問において、私は少子高齢化・人口減少問題に対処するため、出産育児一時金と不妊治療助成の一層の充実を訴えましたが、現在どのような状況になっておりますか。地方創生法の中では、妊娠期から子育て初期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点（妊娠・出産包括支援センター（仮称））というものを立ち上げ、切れ目のない支援を実施するとうたっております。ワンストップ拠点には、保健師やソーシャルワーカー等を配置して、きめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の安心感を醸成するとしております。下田市でもこのような支援センターの設立が必要ではないかと思いません。

また、住宅政策として、若い子育て世代の人たちへの市営住宅や空き家等を活用した若者定住集合住宅などの支援制度も必要かと思えます。当局はどのようにお考えですか、お聞かせください。

次に、地域しごと創生プランについてお聞きします。

これは①地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする、②地方への新しい人の流れをつくることを目的に、人口減少に伴う地方の新たな雇用課題に総合的に対応するというものです。

人口減少が急速に進行する現在、いかにして市の外から人を呼び込むか、前回の一般質問

においては、交流居住人口の誘致という観点から問題提起をしましたが、今回は中心市街地の再生と、空き家・廃校等の活用という視点からお聞きしたいと思います。

まず、中心市街地の再生について。先ほども述べたように、このところのいわゆる中心市街地、旧町内、東本郷地区での事業所の減少、店舗の消失のスピードが物すごい。薬局、衣料品店、飲食店、軒並み店を閉めていく。残ったのはシャッター通りか駐車場。さらには地区居住者も高齢化が進み、お年寄りが亡くなると空き家になってしまいます。新しい住人が来ない。今、下田市の中で旧町内が一番の過疎地ではないかとさえ思えます。これに拍車をかけるのが南海トラフ巨大地震です。8メートル以上もの津波が想定される地域にどのように住めばよいのか、どのように事業展開すればよいのか。

かつて市長はコンパクトシティー構想なるものを提唱しておられました。少子高齢・人口減少社会が進行する中で、集合住宅や商業施設、病院や銀行等を人の集まる施設を町の中心部に集め、公共交通機関や社会的インフラ整備を効率的に行い、住みよいまちづくりをしようとするものだったと思います。しかし、新庁舎建設予定地を敷根地区に移転させ、付随して図書館も町の中から移転させる等、現実的には施設の集中ではなく拡散が図られているかのようにも思います。

いわゆる中心商店街がスーパーやコンビニ、あるいは通販やネット販売などに負け、町から店舗が姿を消していきます。公共的施設も防災上の要請だからといって、郊外地に移っていく。このような状況の中で中心市街地はどのように存続していくのだろうか。そもそも中心市街地なんて町に必要なものかという声さえ上がっています。

今、中心市街地の存在意義を根本から考え直していく必要があると思います。とはいえ、私はこう思います。中心市街地は町の顔です。世界中のどこの都市にもどの時代にも中心地があり、その都市の生活文化を象徴し、市民のアイデンティティーをあらわしてきました。現代においても祭りやイベントによって、あるいは公共的・公益的機能によって、あるいは商業的・日常生活機能によって地域コミュニティ形成の大きな場となっています。

また、下田の歴史を表現し、観光誘客の大きなよりどころともなっています。さらに言えば、固定資産税の負担割合も中心市街地が一番大きい。

中心市街地を再生させなければなりません。改正された中心市街地活性化法において、中心市街地活性化協議会の設立が求められています。そして、市町村は中心市街地活性化基本計画の策定をし、国に認可申請をし、各種の支援措置を受けることができます。下田市は早急に新しい中心市街地の姿、町の姿を描き上げる必要があります。市長の見解をお聞きし

ます。

次に、空き家・廃校等の活用についてお聞きします。

平成25年住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数は820万戸、空き家率は13.5%で、5年前と比べると戸数で63万戸、率にして8.3%の増加となり、過去最高になりました。このような状況を受けて平成26年11月、空家等対策推進特別措置法が成立しました。この措置法は、空き家を流通と除却の両面から対処していこうとするものです。

まず、除却、取り除くことにおいては、倒壊する危険があり、景観や衛生上有害となるおそれのあるような空き家を特定空家として指定し、市町村長は立ち入り調査や家主への除却、修繕などの指導、助言及び勧告、命令ができることとされました。従わない場合には過料や行政代執行も可能となりました。

市町村は空き家の情報に関するデータバンクの整備を義務づけられ、市町村長は固定資産税の情報を利用することも可能とされました。これらは空き家の除却を進めるものですが、同時に地域の生活環境の保全、空き家の流通、活用に道を開くものでもあります。

空き家情報をデータバンク化し、空き家バンクを設立し、あるいはまちづくり会社的な組織やNPO法人などを立ち上げ、情報を発信し、交流居住者、あるいは定住者を町に呼び込む。そのためには空き家情報だけでなく、耕作放棄地の情報や市内の雇用情報なども提供することが望まれます。

支援体制の拡充も望まれます。例えば、空き家の改修に必要な経費の補助とか、空き家の譲渡所得税の特別控除とか、固定資産税優遇措置の見直し等々です。空家等対策推進特別措置法を実施し、危険な特定空家を取り除き、利用可能な遊休施設たる空き家を活用することによって居住者を誘致し、人口減少を抑えていきます。そのためには、国の空き家等に対する基本方針を受けて、下田市の空き家等対策計画を策定する必要がありますが、下田市はどのように取り組むつもりなのか、見解をお聞かせください。

次に、空き家の一環でもある廃校の活用についてお聞きします。

今現在、廃校と言えるのは田牛の青少年海の家があります。しかし、中学校の統廃合再編計画が検討され進行しているようです。生徒数がどんどん減少し、特に稲梓中学校のように全校生徒が50人を切るような状況では1校独自での存続は無理であると思います。生徒の学力向上のためにも、また部活動を含めた学校生活の充実のためにも、中学校の統廃合は進めたほうがよいと思います。

下田中学校、下田東中学校、稲生沢中学校、稲梓中学校の4校を一気に統合し、下田中学

校を存続させる案が現在検討されているようですが、問題は廃校とされる3校の処置です。

それぞれの中学校は南海トラフ巨大地震発生時には広域避難場所に指定されています。もし廃校となった時にもその機能は変わりません。主に体育館に避難住民を収容することになります。しかし、校舎部分は日常的にはさまざまな機能を持った施設に転用され再利用されるのがよいと思います。

平成24年現在、廃校となってからも建物として現存している校舎が全国には4,222校あると言います。そのうち2,963校が何らかの形で活用されており、259校がこれから利用予定だそうです。再利用例は、宿泊施設とかコミュニティーセンター、資料館、病院、ものづくり学校等々、実にいろいろあります。

私が今注目しているのは、これらの校舎をサテライトオフィス、あるいはテレワークセンターとして活用できないかというものです。

テレワークとは、情報通信機器等を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことのできる勤労形態のことのようです。

地方創生、人口減少克服に向けた国の対策の中にもテレワークの推進とサテライトオフィスの整備がうたわれています。

世界最先端IT国家創造宣言においても、山間地域等を含む遠隔地における学校等の公共施設や古民家などの遊休施設等の、企業によるサテライトオフィスとしての利用を全国的に推進するとあります。

下田市は中学校の統廃合を進め、サテライトオフィス等の誘致に動くべきだと思います。今、最も下田市に合致した企業誘致の形ではないかと思います。

もう一つ、廃校関係においては、田牛の青少年海の家があります。老朽化し、宿泊施設としては使用不可になったようですが、ただ遊ばせておくのはもったいない。抜群のロケーションですし、映画やCMにももっと売り込めるのではないかと思います。何よりも、今田牛の龍宮窟が人気となり、多くの観光客が訪れるようになりました。しかし、せっかく来てもらっても何のおもてなしの場もない。青少年海の家を、このような田牛を訪れる人たちに田牛の海の幸、山の幸を提供する場として活用できないものか。イメージとしては加増野のポーレポーレを思い描いてはいるのですが、地元の女性を中心に、地元の特産品を加工し提供する事業を立ち上げられないかとお聞きします。

地方創生法は、まち・ひと・しごと創生法にしろ、改正地域再生法にしろ、やる気のある地域に対し国は集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化とするものであって、あ

くまでも主役は地方です。地方公共団体は地域再生協議会を組織し、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し、国に認定を申請するとしております。下田市は、疲弊し尽している地域の現状を打破すべく、一刻も早く地方創生に取り組むべきだと思います。市長の見解をお聞きします。

以上で主旨質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 0 分休憩

---

午後 1 時 0 分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

地方創生法とまちづくりについてのご質問であります。議員のお話と重複するところがあり、失礼かと思いますが、まずは全般的な話をさせていただきます。

まち・ひと・しごと創生法につきましては、人口減少の歯どめとそれぞれの地域での住みよい環境確保のために、安心して営める地域社会の形成としての「まち」、地域社会を担う人材育成確保としての「ひと」、地域における就労機会、雇用の創出としての「しごと」を一体的に推進することを目的としていると理解しているところであります。その中で、市町の責務としまして、地域の実情に応じた自主的な施策を策定し実施することとされております。

また、地域再生法の改正は、創生法の実現を地域が使いやすくするために、地域の個別計画の支援をよりしやすくしたものと考えます。これらは議員ご指摘のように、地域のやる気が求められている施策と考えております。

この地方創生の施策への取り組みスケジュールとしましては、平成27年度中に地方人口ビジョンと市町村版のまち・ひと・しごと創生戦略計画を策定いたします。人口ビジョンは、過去からの人口動態や将来人口推計に加え、地方版総合戦略に基づく施策等を講ずることによる将来展望の盛り込みも予定され、最低でも2040年までを見通したものとされております。

また、地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関する目標、基本方向、講ずべき施策を総合的、計画的に実施するために必要な事項を定めるものであります。計画策定に当たっては、現在の大枠の構想としましては、交流人口を増やすことにより産業活性化による雇用の場を創出し、居住人口の増加を図り、地域の活力再生に寄与させるという流れを考えております。

国は総合戦略の位置づけを50年後の長期ビジョンをもとに、今後5カ年の方向性を提示しておりますので、地方版総合戦略の計画実行に対しましても既存計画をベースに今後5年間の本趣旨に沿った拡充・補完を考えております。そのベースとなる計画としましては、観光まちづくり推進計画をもとに、地方版総合戦略を計画したいと考えております。

観光まちづくり推進計画は、アクションプランとして4つのプロジェクトを有しておりますが、それぞれを駆使、充実、連携することで、海、里山、まち、情報発信の精度を高めていくことが求められております地域特性としての下田らしさのまちづくりであると考えます。

また、このまちにとりまして、地方創生の大きな要素であります伊豆縦貫自動車道早期開通と防災対策はあわせてすべきことと考えております。

中心市街地の再生、活性化につきましては、議員ご指摘のように、店舗の廃業、倒産、空き店舗化等によりまして疲弊感が漂っていると感じているところであります。しかし、先日開催されました下田がんバルにおきましては、主催者の皆様の熱意、参加店の質や数の向上、お客様のにぎわいを見ますと、このまちの再生の可能性、またはそのエネルギーは十分にあると感じているところであります。これは下田のまちだからこそできる、あるいはこのまちに合ったイベントであると考えておりますし、造語ではありますが、バルシティーと言われるような、そのように成長していくことを期待しているところであります。

中心市街地を何とかしなければならないという件につきましては、観光まちづくり推進本部の会合におきましても、商工会議所会頭より中心市街地活性化に向けての新たな組織編成の必要性を提案いただきました。地方創生の施策として検討していきたいと考えております。

私は前々から集約的都市構造、いわゆるコンパクトシティーの重要性を訴えてまいりました。この下田の都市構造はまさにコンパクトシティーの形を有しておりまして、この精度を高めていくことがこのまちの再生、活性化の重要な要素であると考えております。

また、他の市、町、他の地域の方々より、また有識者の方々からはこのまちの姿に対しまして高く評価いただいていると考えております。しかし、市民の皆様には十分な理解がいただけていないように感じております。ぜひともいろいろな手法、あるいは施策を講じながら

このまちのあり方を論じていきたいというふうに考えております。

中学校の統廃合によります空いた校舎等の利活用であります。現在統廃合につきましては何も決定されておりませんので、具体的な場所としての計画は述べられませんし、考えてはおりません。しかし、将来そのような状況が仮に生まれましたら、的確な利活用によりまちづくりに寄与すべきと考えております。議員ご提案のサテライトオフィス、テレワーク等は十分検討に値するものと思いますので、教育環境整備を主眼とした中でそのような状況になりましたら検討したいというふうに思っております。

ちなみに、サテライトオフィス、テレワークというものを調べてみますと、サテライトオフィスというのは、社員の居住に近い都市周辺に置き、本社とコンピューターと通信機器でつないだ小規模なオフィス、またテレワークとは、コンピューター、モデム、Eメールなどを使って顧客やオフィスと連絡をとり、在宅勤務するというふうに書いてありますが、このことは過去SOHOという言い方で、スモールオフィス、ホームオフィスという形でテーマになったときがあるかというふうに思いますが、その後なかなか充実し切れてこなかったということもありますので、これらを導入することに関しましてはしっかりと工夫、計画を持っていかなければいけないのかなというふうに思っております。

ご質問、ご提案いただきましたそれぞれの事項につきましては、担当課よりお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（平山雅仁君） 雇用の創出につながる議員ご提案の、下田市に合った事業について説明させていただきます。

まずは、地域ブランドの創出でございますが、6次産業化につながる地域ブランドにつきましては、下田市観光まちづくり推進計画に基づくおいしいまちづくりプロジェクトの一環として、商工会議所を中心に下田ブランド策定調査委員会を設けており、新しい下田ブランドについて現在鋭意検討中でございます。

その中には、地元でとれた農林産物を商品化しているものなど、さまざまな意見や提案もあり、農林水産業も含めた6次産業化による地域ブランドとして認定されていくものと現在期待しておるところでございます。

木質バイオマス発電につきましては、議員におかれましては、10月15日に開催されました賀茂農林事務所との森林に関する意見交換会にご出席いただきありがとうございました。そ



の中での説明のとおり、県内では富士市に王子製紙グループが運営する未利用木材を燃料とするバイオマス発電施設1カ所のみであり、その理由として、常時大量の木材の確保、集積する場所が必要とのこと。伊豆地域におきましては、このように材の安定的供給やまとめておく広大な敷地などの問題点がございます。

そのような中、現在未利用間伐材を利用した木質バイオマス発電に関して興味を示している事業者からの問い合わせもあります。この件に関しましては、まだ構想段階で具体的なものは見えておりませんが、市としても積極的に関与していきたいと考えております。

続きまして、食肉加工センターについてでございますが、平成23年4月に伊豆市食肉加工センターイズシカ問屋は公設、公営で営業開始されております。しかし、経営は非常に厳しいと聞いております。捕獲頭数からも下田市単独の設置は難しいと思われま。このことから、賀茂地域で運営するにも経営上の採算の問題や捕獲後の搬入時間等の課題も多くありますが、各自治体の意向を賀茂農林事務所を仲介に取りまとめ、必要に応じて音頭をとっていただくような働きかけをしていきたいと考えております。

それぞれ個別に説明させていただきましたが、いずれにしてもこれらのことを推進していくことが将来的に雇用の創出へつながってくるものであると認識しているところでございます。

続きまして、中心市街地の再生でございますが、当市の中心市街地活性化基本計画は平成14年3月に策定しており、その後、法改正に応じた計画内容の見直しは行っておりません。しかしながら、今後市の総合計画の中間年見直しや平成27年9月に策定される都市計画マスタープランの状況、市庁舎移転等も含め、中心市街地を取り巻くさまざまな要因が変化してくる状況が考えられるところでございます。

これらを踏まえた上で、中心市街地活性化協議会の設置、中心市街地活性化基本計画の改正の必要性等を関係機関と検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 私のほうからは子育て環境整備について、ご質問の項目の中で出産育児一時金と不妊治療助成及びワンステップ拠点についてでございますが、まず、平成26年度の国民健康保険法に定められた出産育児一時金は現在16件、市が助成事業として平成25年度より開始いたしました不妊治療助成金は現在4件の申請が出ております。出産育児一時金につきましては、本定例議会においてご審議お願いする予定でございます下田市国民

健康保険条例の一部を改正する条例の制定において、出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に引き上げる内容でございます。ただ、今回の改正では、産科医療補償制度分の掛け金が3万円から1万6,000円に引き下げられるため、出産育児一時金の総額といたしましてはこれまでどおり42万円となるものでございます。これは国民健康保険法施行令で定められました制度で、県内の市町においても同額となっております。

ちなみに、出産費用につきましては、平成24年度でございますが、民間病院で約41万7,000円、公設の病院で40万6,000円となっております。6月定例会でも答弁させていただきましたが、東部地区での市町で国保事業以外に出産育児一時金とは別に、市町として出産祝い金として3万円から10万円程度贈っている自治体もございます。

妊娠から子育ての初期にわたるまでの支援のワンストップ拠点についてでございますが、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠、出産、子育てに係る保護者の不安や負担が増えてきていることから、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であると思います。現在、市においても教育委員会、福祉事務所、市民保健課がそれぞれの領域で妊娠期から子育て期にわたる支援について連携を保ちつつ実施しております。

厚生労働省では、ワンストップ拠点、妊娠出産包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援を実施する事業となり、妊産婦等を地域の包括支援体制を構築する体制づくりを目指しております。

当市におきましては、子育て支援センターが平成22年4月よりオープンしております。市民保健課健康づくり係では、妊婦からの相談窓口といたしまして、母子健康手帳交付、妊婦健診の公費助成、産まれてからは新生児訪問や乳児健診及び1歳から3歳までの母子保健法による健診、相談事業を行い、母子の健全育成に努めております。

ワンストップ拠点で切れ目のない支援を実施することは、利用者の皆様にとりましても安心感を醸成するものと思慮されますので、今後は関係機関を初めとする全庁的な協議が必要となり、検討課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 子育て環境整備について、市営住宅の支援制度についてでございますが、現在、下田市の市営住宅は公営住宅法に基づく市営住宅になっております。そこで、この管理につきましては、住宅法に基づく下田市営住宅条例において行っているところでご

ざいます。この条例の中におきましては、入居者の資格の項におきまして、収入の上限というところがございます。その上限の中で子育て世代につきましては、上限が引き上げられておりますので、子育て世代についてはある程度優先的に入居していただく条件になっております。

しかしながら、公営住宅法によらない若い子育て世帯を優先する下田市独自の市営住宅を建設していくこととなりますと、財政的にもなかなか難しいと考えております。

続きまして、空き家、廃校等の活用についての空家等対策特別法に基づく今後の空き家活用についてでございますが、議員がおっしゃいますような目的で空家等対策推進に関する特別措置法が平成26年11月に公布されたところでございますが、現在、国におきまして市町村向けのガイドラインの策定に着手しておりますので、策定されたガイドラインを踏まえまして、空き家対策の協議会の設立や空き家等対策計画の策定などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 企画財政課としましては、子育て環境整備について空き家等を活用した若者定住集合住宅などの支援制度についてという部分についてお答え申し上げます。

空き家を利用しました定住の支援という考え方でございますけれども、現在としましては、空き家を活用しまして定住される若者に対しての経済的な支援制度等はございませんけれども、ニッポン移住・交流ナビというところが運営しています全国ネットのJOINというサイトがございまして、ここに入ってくださいまして、下田市のホームページにリンクすることができまして、それによって私どもが作成し公開しております移住に関する指南書、それをご覧いただくことができるというような状況でございます。

下田市に移住し、また定住される場合はもちろん住む家は必要なんだろうけれども、何といっても就職の場、仕事の場ですよね、それらとは切っても切れない関係にあるのかなというようなことでございます。下田の地域で働いていただくことによって、地域の活力やまちの豊かさにもつながっていくものと考えております。

支援制度を考えた場合、居住を誘導しまして人口を増やすというところが大きな主眼となるかと思うんですけれども、地域に就業していただくということも当然大きな要因になってくるというふうに考えてございますけれども、正直に言いまして、具体的な方策について

は今後のいわゆる地方創生に係る地方版総合戦略、これを策定する中で1つの検討項目としていきたいと考えているところです。

○議長（土屋 忍君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木孝子君） それでは、空き家、廃校の活用について、私からは老朽化し、宿泊施設として使用不可となった青少年海の家を活用方法についてお答えさせていただきます。

田牛青少年海の家は、施設の耐震性を考慮し、平成24年4月から宿泊制限を実施しておりますが、地元有志の教育旅行の拠点施設として利用されております。施設は教育旅行のほか、既にCMやグラビア撮影にも利用されておりますが、今後さらに活用が見込まれるのであれば貴重な建物であるので、できるだけ長く利用できるよう維持・管理をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 今の青少年海の家に関連でございます。

田牛を訪れる方々に海の幸、山の幸を提供する場として活用できないかというようなご質問でございます。

先ほど、生涯学習課長の答弁にもありましたように、青少年海の家につきましては、田牛地区を訪れます教育旅行、田牛は今年度延べ2,500人程度教育旅行へ訪れていただいております。その都度行われます入村式、閉校式、そのほかに体験授業といたしましてサザエキャンドル作成といったような場としても活用させていただいているところでございます。

龍宮窟でございますけれども、やはり9月末の日本ジオパーク認定、それから来年度の世界ジオパーク認定に向けまして、おっしゃるとおり人気がございます。先般、11月22日に龍宮窟で行われましたLOVING VOICEコンテスト、こちらにおきましても青少年海の家を駐車場として活用させていただいております。

また、龍宮窟の駐車場におきまして、田牛の観光協会の加盟する民宿の奥様方を中心にご協力いただきまして、地元食材を利用しましてブースを設置いたしました。その中で伊勢海老の味噌汁でございますとか、サザエのつぼ焼き、海鮮塩焼きそば、それからサザエ入りハート寿司と、それから昨年田牛の観光協会でちょっと開発いたしました、龍宮窟のハート弁当といったようなものを開発しております。こういった開発や販売の実績とございますか、土壌が既に田牛地区にはございます。今後、青少年海の家での実施が可能か、また通年で田牛

の皆様方に実施が可能かを含めまして、地元区、または田牛観光協会の皆様と協議はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） ありがとうございます。いろいろご答弁いただきました。

1つずつ再質問をしたいなというふうに思っております。

まず、雇用のことなんですが、6次産業化でブランド商品をつくり出すことを図っていくということは、方向性としては皆さんも了解していると思うんですよ。ただそれを具体的にどういうふうにやっていくのかというところで、まずそのブランド商品をどこで誰がつくるのかというところが今一番問題となってきたのかなというふうに思っております。特に、先ほど何回もあれしていますが、キンメ缶などは蒲原のほうで、あっちの工場のほうでつくっているとか、キンメ醤油なんかもあれは焼津のほうでしたっけ、あっちのほうでつくっているとか、裏を見てみると下田産じゃないですよ。キンメの製品なんかも練り製品等々も西伊豆の生産会社がつくっているとかというふうなことで、真の意味でもそういう地域の加工産業になっていないんじゃないかと、そこをどういうふうの下田の本当の意味での産物にしていくのかというふうなことが今問われていると思うし、それをすることによって漁産物、水産物も安定的な集荷が図れて、安定的にそれをさばっていく、消費していくというような道が開けてくるのではないかと思っています。

今、魚市場なんかでも、取り過ぎるとたたかれるし、取れなければ取れないで全然ないかという状況がまだあります。安定的に下田にそういうふうな水産物なんかを集めていくためにも加工産業というのはどうしてもつくっていかなければならない。具体的にどのようにつくっていくのかということに関して、これまでの中ではそういうのは民間が手を挙げてやるべきだというふうな答弁とか意見がいろいろありましたが、現実問題として民間のほうからそういうのが出てこない状況の中で、じゃ下田市としてそれを指をくわえているのかどうかというところが問われているわけで、そこら辺の具体的な、現実的な、どういうふうにしてそれを可能にするかというところを当局のほうとしてはもう少し考えていただけないかなというふうに思います。

木質バイオマス発電、これは現実的にかなり難しいです。下田という場所によっては、下田だけではとてもできませんし、間伐材だとかそういうものを年間何万立米とか必要ですし、それはとても下田だけではできません。1市5町ぐらいの市町が共同でそれぞれの間伐材

等々を産出して、運び出して集めなければできないような事業です。そういう意味では広域事業となります。そこら辺のことはやはり行政のほうである程度そういうふうに向かって研究したり調査したりして、これは一番大事なのはやっぱり民間企業をある程度引き入れていかなければできない事業だと思います。

今南伊豆で行われている地熱発電に関しても、三井系の会社が参入して何とか事業として今実現に向かっているところなのですが、やはりある程度企業も参入して、引き込んでやっていかなければできません。とにかく下田市単独ではなくして、民間企業、それに他の市町、全体でやっていかなければできない事業ですので、しかしやればそこにより地域資源を活用した地域循環型の経済が生まれていくと、雇用もできていくというふうなことでありますので、ぜひともこれは実現に向けて進めていただければというふうに思っております。

食肉センターもやはり同じようなことで、今伊豆市にあるのは経営的にはなかなか難しいかなというふうに思っております。これもやはり市だけでは、イノシシ、鹿、特に今鹿が一番多く問題になっていると思うのですが、そこら辺のところも1市だけではとても食肉としての提供はできない。やはり1市5町なり、少なくとも下田、河津町、南伊豆町ぐらいでやっていかなければできない事業かなと思いますが、これもやはり地域のブランドをつくっていく、ジビエ料理とも言いますが、そういうふうなものをつくっていく上でもやはり重要なものになっていくと思いますし、やはりこういうところからも加工産業というものをつくっていければいいのかなというふうに思っております。非常に難しい事業ではありますが、やはり実現に向けて調査し、研究し、動いていく必要があると思います。これは要望としてお願いします。現状、もし何かいい方法があったら教えてください。

とりあえず、具体的にまず一番最初に、加工産業、市として、総論はわかるけれども、各論の具体化となると全然まだそこまでいっていないというところもありますが、そこら辺の各論に踏み込むような答弁というのはできますか。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（平山雅仁君） 6次産業化によるブランド商品、これにつきましては、現在商工会議所のほうで検討させていただいております。ブランド品につきましても既存の商品をブランド化するというふうな方法と、新たなものをつくり上げるというふうな方法で、まだその辺も検討段階ということで決まっていらないようです。

議員がおっしゃるように、消費をそこで確保すれば安定的な水産物等の供給も可能であるというふうなことは重々承知しているところがございますので、その辺も含めて地元産をい

かにどうやって使っていくかというところも含めまして検討していきたいと思います。

それから、木質バイオマス発電、それから食肉センター等については、これはやはり単独ではなかなか難しいということはもちろん承知しているところでございます。これにつきましては、先ほども申し上げたとおり、仲介を県のほうにお願いするような形になったりする場合もございます。この辺につきましては補助金等の問題もございますので、そういうところからも賀茂農林事務所さんに仲介させていただいて実現の方向に何とか協力していきたいというふうには考えております。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 非常に難しい問題ですが、ぜひとも一歩ずつ取り組んでいただければというふうに思います。

次に、子育て環境のことなんですが、出産一時金と不妊治療のことについては前回の6月の一般質問においても取り上げましたが、これは子育てに対する支援ということの象徴的な意味で言ったわけでしてこれが全てではありません。しかし、象徴的な意味からいって、出産一時金42万というルール分以上に市独自としてのお祝い金をやっている町もありますよというふうなお答えがありました。3万から5万。そういうふうなところで、下田市としてもそれに上積みすることが現実的にできないのかどうなのか、そこら辺のところについてのもう一度お答えをしていただければと思います。

そしてまた、ワンストップ拠点としての妊婦出産包括支援センターというふうなものの設立、これは今課長のほうからもその必要性についてのご答弁をいただきましたので、ぜひとも実現に向けてやっていただければなというふうに思います。

一時金とか等々についてのちょっとご答弁もう一度お願いします。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 出産育児一時金については、そういう法的なもので決められておりまして、今度42万円になると。実際にはそういう補償制度を含めて42万円で金額的には変わりません。ただ、先ほど申し上げました、ほかの市町で国保事業以外に3万円ないし10万円の祝い金をやっている、そういうことがございます。そこら辺は、先ほど私は国保担当課長としてちょっと答弁したところがございますけれども、その祝い金につきましてはほかの市町を見ますと、やはり子育て支援課とか福祉関係の課とか多岐に分かれておりますもので、そこら辺につきましても予算的なものも含まれますので、検討する余地はあろうかと思っております。

ただ、ここで私が答弁したのは国保関係として出すことは、今の状況の中ではちょっとまだまだ検討する余地があるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） ぜひとも検討して、実現の方向でやっていただければというふうに思います。

次に、中心市街地のことなんですが、中心市街地、何回も言いますが、ほとんど私から言わせれば中心市街地としての存在というのはもう壊滅状態のほうに進んでいるというふうな認識を持っております。このままいけばとにかく旧町内は本当に毎年人がどんどん、今のところ毎年旧町内だけで100人ずつ亡くなっていくというふうな数字が前ありましたが、もっと加速していくのではないかとというふうに思います。

結局人がいなくなって、じゃ新たに人を呼び込むというふうなことが今できていない状況で、ですから中心市街地もなくなっていく。商売もある意味、時代の流れとともに対応できなくなった商売、事業所等々は撤退していくというふうなのは1つの時代としてやむを得ないものがあると思いますが、それにかわる何かしらの新しいものを呼び込むようなところがあればまちとして存続していくのですが、私はずっと飲食をやってきたのですが、飲食店なんかだって今頑張っている飲食店というのは大概よそから来た人です。ラーメン屋さんだって、よそから、茨城のほうから来て下田で頑張って、下田で大きな店として規模を築いてやっているような、大概是1代目というのは下田以外のところから来て、頑張ってそこで事業を成功に持っていくというようなことは今までの下田のまちでもかなりありました。

そういうふうな形で新陳代謝が少しずつ図られてきていたのですが、このところなくなった店はあっても、それにかわる新しいお店というのがなかなか出てこない。かわりに何が出てくるかというと、食の世界ではナショナルブランドの酒屋さんだとかそういうところ、あるいはコンビニ等々のところであって、まちで生活し、まちで事業をし、まちに税金を納めるような、そういうふうな事業所というのがなかなか生まれてこないという状況があります。

そういうふうなところをどういうふうにするかということも考えていかないと中心市街地というのはできないと思います。ただ、中心市街地、商店だけで成り立つわけでもありませんので、とにかく基本はある意味人が集まる施設をつくっていく。それは公共的な施設でもあるし、住の問題でもあるし、そういうふうなものをまちの中につくって集積していくとい



うことが中心市街地にとって必要だと思いますが、ここで一番ネックになるのがやはり先ほども言っていますように、防災上、防災対策をどうするのかというふうなことを考えていかないと、これからの時代、簡単にまちに人を集めればいいよというふうにいかない。特に下田はそういうふうな条件下にあるというふうなことを踏まえた上で、市長の言うコンパクトシティも含めてこれから下田のまち、中心市街地をどうするのかということについて、もう一度市長のほうからのお考えをお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 過去、華やかなときから比べれば、確かに下田のまちの店舗数等が減っていることは事実であります。その減った原因というのは、経済的な不況というのも確かにありますが、個々の事情もあろうかと思えます。後継者がいないということは、その商売が成り立たないから後継者がいないという理由もあろうかと思えますが、その家自体に後継者が発生していかないという状況もあると思えます。そういう意味では、ただ単に不況だけの原因ではなかろうかというふうに思っております。

ただ、このまちはやはり観光の、要するにテーマパークとしての位置づけというのはあろうかと思えます。伊豆急におり立ち、また車で来られた方はこの中心市街地を本当に楽しそうに歩いていらっしゃいます。地図を持って歩いていらっしゃいます。その歩いている人の気持ちを一番わかっていないのがそのまちの人たちかなというふうに思えます。来ている人は楽しんでいると思えます。ですから、もっと楽しめるような環境をつくれば、私はだんだんそれが経済に結びついていくというふうに思っております。

そういう中で、それを引き込む手だてとしては、先ほど言いましたように、飲食店というのは大きな力ですので、ぜひともそういう力をつけていただきたいというふうに思います。

ただ、過去の下田の経済の成り立ちからしますと、交流人口という形の観光客からのそういう利用も多かったことは確かですが、やはり地域の人たちの経済基盤がしっかりとっていて、そういう中で使っていただいたという、そういうものが大きな位置づけだったというふうに思います。

そういう意味からしますと、この地域の人たちのそれぞれの経済環境がやっぱり悪くなっている中で、住民の人たちがやっぱりまちの中でそういう消費行動が上手に起きていかないということ、それが悪循環になっているかというふうには思いますので、それを好循環にするためには、やはりどこか1つ経済的に潤えるような、お金を稼げるような、そういう基点をまず1つつくらなければいけないのかなというふうに思っています。それが私としてはま

ずやる、下田の中でできることは食をテーマにしてというふうに思っています。

それと、雇用の部分の中で、先ほども加工の部分が出ましたけれども、6次産業化というのは大きな会社、大きな工場をつかって大量生産の中で外にも売っていけるというような、そういうふうな地域もあろうかと思いますが、基本的には6次産業というのはもっと小さな話からスタートすべきところであります。もともとは6次産業というのは、1次産業の方が生産のみで終わっていたところを自分のできる範囲の中で製造・加工、そして流通販売までしていこうというのがもとの考えです。しかし、1次産業の方に全てそれをできるという環境ばかりではありませんので、2次産業の方、あるいは3次産業の方と上手な連携をとることということです。

この下田のまちはまだそういう2次産業、3次産業は多少あろうかと思いますが、例えば限界集落と言われているようなところには2次産業、3次産業はないわけですから、1次産業の方が全部やらないと6次産業化にならないと。しかし、そこでつくられた加工品がやはり量は少なくパッケージもそんなに華やかではないとしても、有名になり売れるという状況ができていうふうだと思います。

そういう意味からしますと、私は下田の関係者の皆さんもそういう目線で無理をせずに、何ができるかというところからスタートすべきかなというふうに思います。そういうものの施設を行政がつくって、そこに雇用が発生するという、それは村という単位の中のところにはそういうところが何カ所か確かにありますけれども、この下田の町には2次産業、3次産業に十分かわっていただける人がたくさんいらっしゃいますので、そういう方たちがもう少しそういう目線で考えていただくのが本来かなと、これをまた逆に市のほうが何らかに参入することで民間と競合しますと、民間の皆さんにご迷惑をかけるということもありますので、店舗1つ出すのにもなかなか民間の人との競合ということを考えると行政として出せない環境もありますので、その辺からすると民間の方にもう少し工夫をと。

それから、商店街の活性の中で、これは事例ですけれども、日本の中で商店街として頑張っているところは、大体商店街の6割から7割が惣菜物を扱っている店があるというような、そういう現実もあります。ぜひとも売れないものを売り続けても売れませんが、売れるものを売るというふうな、そういう転換をすることも商業なり、工業なり、そういう携わっている方の知恵かなというふうに私は思いますので、その辺の転換の中で行政として支援すべきものがあれば一生懸命支援をしていくということで、まちが元気になればというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） まちに人を呼び込むということで、市長、先ほどもバルとか、それなりににぎわいをつくっていますというふうなことで、そういうことを通じて町なかにはどんどん人を呼び込みましょう、それは飲食店等が中心になってまちに人を呼び込みましょうというふうにおっしゃっていますが、その飲食店もだんだん数が少なくなっていますし、そういうイベント的なものとはにかく大事なんです、一過性でもあります。終わったらじゃどうなのか、まちがまたしーんと静まり返ってしまっているというふうな状況が今現在もあります。そこら辺をどうするのかということで、そういうふうな、来た人に提供するものを日常的にちゃんとつくって提供できるような仕組みというものをつくっていかないといけない。これがまちの経済の厚みというものと僕は何回も言っているんですが、それが何かと言ったらやはり加工産業を中心とした2次産業だと思います。

今、下田は2次産業というのがそういう意味では非常に弱い。それは農産物、水産物の加工だけではなくして、あるいは木工製品、あるいは陶芸とか等々、あるいは布を使ったものとかを含めまして、そういう地のものを使って作り出して提供するようなところ、2次産業がすごく弱いという状況もあります。これと、ですから1次産業とを結びつけて提供していくサービス、3次産業、これが6次産業だと思いますが、そこら辺の道筋をちゃんとつけていく、やりやすいようにしていくのが行政の役割であって、行政というとすぐ、市長もそうですが、市が何か独自のことをやって民間と競合したらどうのこうの、そんなこと誰も言っていない。民間と同じものをつくってやれとか、そんなこと誰も言っていない。そういう民間がやりやすい環境をつくるために行政がどうするのかということが問われているわけですので、そこら辺のところをしっかりと認識してこれからのまちづくりをやっていただきたいというふうに思います。

それと、空き家の問題ですが、空き家、先ほども言いましたが、全国で820万戸ありますと、13.5%がもう現在空き家になっていますというふうなことですが、下田市は今現在どのくらい空き家があって、どのような形でそれが状態にあるのかというふうなことについてまず教えていただけますか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 空き家に関するデータは現在のところ持っていません。今後、計画策定の段階には空き家のデータベース等を整備していくつもりで考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 前回にも空き家の問題について私は質問していると思うのですが、でも全然それから当局としては空き家についての具体的なデータを持っていないということで、ということは取り組む気がない、空き家を何とかしようとする気がないというふうなことのあらわれなんではないでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 先ほども申しましたように、国のガイドライン作成によりまして私どもも空き家の対策を、計画を策定していくつもりでおりますので、その状況を見まして取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 空き家について、先ほども言いましたが、除却と流通と両方がありますと。もう1つの除却……

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

○5番（鈴木 敬君） 除却、取り壊すということに関して、特定空き家というものを指定してそれを何とかするということがやっと法律ができた。これまでは地方自治体の条例で何とかしようかと思ったんですが、それが国の法律で何とかできるようになったというふうなことがあります。市政懇話会の中でもやはり空き家のホテルを何とかしてほしいとか、あれは危ないよとかいう話が出たりしたと聞いておりますが、そこら辺のところ、下田市には特定空き家というものがどのくらいありますか。そういう危険なものと認識をしている建物というのは。あるいはそういうホテルでもいいし、そういうふうな民間の廃屋でもいいですし、特定空き家と言われるようなものについてはどのくらい認識していますか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 厳密な特定空き家ということでの調査をしていないため、数量的なものはここで申し上げることはできませんが、危険な状態にある家屋というのは道路に隣接する家屋というのは何軒か地元からの連絡はいただいている状況にあります。ただ、具体的な数字としましてはまとめておりません。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 地元からの要請もあるというふうなことです。危険な廃屋、いわ

ゆる特定空き家に関してはしっかり調査して、これをどうするのか所有者を特定して除去するというふうなことの事業をぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

それと、廃屋の活用なんです、廃校という言葉を行いました。今現在まだ計画が固まっていないというふうなご答弁でしたが、その計画を進める上でも、じゃ廃屋になったときにその地域から施設が、人が集まってにぎやかしをつくるような施設がなくなってしまってその地域がだめになるんだよというふうな意見が前にも若干あったと思うのですが、それではなくして、学校施設としては使わなくなったけれども、それでもやはり地域にとって大切な、人も集まるような施設として使っていくんだよということを提示するというふうなことも地元に対する理解の1つの大きなものになっていくのではないかと思います。そこら辺のところを見越した上で統廃合を進めていくべきではないのかなというふうに思います。それをあえる意味早急にやらないと、国のほうも27年度からの事業にしていくつもりがあるようですし、それは国のほうが全部決まってからということではなく、市としてもどんどん積極的にそういうふうなことを、先を見据えた上での計画を進めていくというふうなことが必要なのではないかと考えております。

学校再編に関しては教育委員会もトラウマがあるようなんですが、とにかくそういうふうな形で、ただ単になくすのではないよ、なくした後でも地域がこういうふうになっていくんだよと、地域像を提示しながらそういう話をぜひとも進めていただきたいというふうに思います、いかがでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 学校の統廃合が進んだとして、その地域から学校がなくなるということにおきまして、この市政懇話会におきましてもこの地域からいろんな施設がなくなっていくということは、逆にその地域をやっぱり寂らせる原因にもなるかというようなことで危惧をされているというようなご意見もいただいたことは確かであります。

しかし、まず学校再編に関しましては、そこに代替の施設をつくるから学校再編をするという順序ではなく、子供たちにとってまずどういうふうな教育環境をつくった方がいいのかというふうな論議の中で統廃合というのが検討され、決められるものだと思います。

そして、それが決められたという後に、ではそこに公共施設の利活用というものに対してそれをどうするかということ、そしてそれが地域にとってどういうふうな望まれる施設を担うのかと、そういうものをやっぱり順序よく考えていくことが必要だというふうに思っております。

ですから、先ほどいろいろ廃校になった部分の施設をいろいろ利用されている自治体があるという紹介がありますが、当然そちらのほうもそういう順序で来られたというふうに思います。そういう意味では、中学なりの統廃合等がきちんと決まった段階でそこに子供たちがいなくなるということは地域にとって寂しいことではありますが、では残った施設をどういうふうに地域のために利活用していくのか、まちのために利活用するかと、そういう論議を進めることでやはり何らかのその地域のまちづくりに寄与できるかということをしていと思っています。そういう意味ではまたこれからいろんな形でアイデアを考えながらというふうには進めておきますが、くどいようですが、先行すべきはやっぱり子供たちの教育環境整備ということからスタートだというふうに考えております。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 学校再編整備の問題に関しては、これは昨日、今日の問題ではなくして10年来ずっと前からそういう問題があって、検討されて、一度稲生沢、稲梓中学校の統合という形で現実的に提案されて実行に移されようとしたという経緯がありますよね。そういう経緯を踏まえた上で言っているわけであって、それが……

○議長（土屋 忍君） 時間でございます。

○5番（鈴木 敬君） 以上です。

○議長（土屋 忍君） これをもって、5番、鈴木 敬君の一般質問を終わります。

質問の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

10分間休憩します。

午後 1時51分休憩

---

午後 2時 2分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位3番。1、市職員の労働環境の改善と自殺予防について。2、市長の県総合庁舎移転候補地提案と下田市新庁舎建設等について。3、下田配水池用地問題と清掃業務の正常化について。

以上3件について、7番 沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信です。議長に紹介していただいた順に主旨質問

をさせていただきます。

第1に、市職員の労働環境の改善と自殺予防についてであります。

本年8月19日、下田市の福祉事務所社会福祉係の勤続8年30歳の男性が自死されました。今日の一般認識といたしましては、自殺はその多くが追い込まれた末の死であること。2としまして、長時間労働が大きな原因であり、自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題であると認識されているところでもあります。そして、3点目としまして、自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いとされているわけでもあります。

下田市では、平成22年1月19日から平成26年8月19日までのこの約5年間で4人の30代から50代の職員が自殺をしているわけでもあります。この間、市の職員は50人もの職員が削減されてきている、こう言えるのではないのでしょうか。このような現状をどのように考えられているのか、まず市長にお尋ねいたします。

私は市役所の職場に問題と原因があると考えております。具体的には、市職員の長時間労働の実態調査はどのように調べられているのか、明らかに再度していただきたい。2としまして、なぜ長時間労働が常態化しているのか。職場の人員不足をきっちりと調査すべきである。管理者としての課長さん方が何と言っているのか、これらの調査もないというようなことはあってはならない、片手落ちの状態ではないかと思えます。人が亡くなるというこの大変な問題を深刻に考えていない、捉えていないということにほかならないと思うからであります。具体的に3点目として、その改善策はどのように検討され、今日進められているのかお尋ねしたいと思えます。

また、遺族の生活を保障し、このような不幸な自死が起こらないよう地方公務員災害補償法に基づく公務災害認定請求の提出及びその認定について、市当局は支援すべきものと私は考えますが、市長の所見をお伺いしたいと思えます。

また、下田市職員安全衛生委員会は遺族を私は支援すべきだと、その責務もあると思うわけでもあります。そして、自死の具体的原因を解明し、再び不幸な事件が起きないようにしなければなりません。また、長時間労働の改善がなされていないならば、次の犠牲者をまた出してしまうと、こういう心配をせざるを得ないと思うわけでもあります。そこで、自殺予防対策はどのように進められているのかお尋ねいたします。

9月定例会におきまして、私は静岡県職員の長時間労働による健康障害防止のための医師による面接指導実施要領を参考に、当市でも職員と医師をつなぐ規則等を作成するように提案いたしましたが、これがどのように検討されているのか再度お尋ねしたいと思えます。

月に45時間以上の残業した職員は医師の診断を受けるようにすべきであります。一律にこのような制度を設けることが実効性があるものと私は考えているところであります。そして、これらのことは既に県職員では実施されているということをつけ加えたいと思います。

次に、2014年6月20日、過労死等防止対策推進法が制定され、この11月1日より施行されることになりました。これは2008年頃から過労死防止基本法の制定を求める声が高まってまいりまして、2011年11月には過労死防止法制定実行委員会が結成されました。多くの遺族や弁護士の方が中心となって55万筆もの署名を集め、この運動を推進してきたからであります。

当初、過労自殺のケースは、わざとけがを負った場合は労働災害と認められないというルールを当てはめて運用が行われ、過労死は働き過ぎが原因とは認められませんでした。実際に自分の意思で死んだのだから仕事が原因とはいえないという理屈が長年にわたってまかり通ってきたわけでありまして。遺族の皆さんは全国過労死を考える家族の会を結成し、死の原因を働き過ぎによるものと認めさせる判決を積み重ねてまいりました。そして、1999年によやく心神喪失状態のようなケースでなくても労災と認められるよう運用が今日変更されてきているわけでありまして。

そこで、この過労死等防止対策推進法に基づき、下田市はどのような取り組みをなされるのかお尋ねいたします。この法律は、第1に啓発事業、第2に防止計画・大綱の策定等、第3に実態調査、第4に相談体制の整備、第5に民間団体の活動を支援する、第6に厚生労働省であります。過労死等防止対策推進協議会を国に設ける、このようなことが法律の中で定められているところであります。具体的にどう検討されているのかお尋ねしたいと思います。

次に、下田市の県総合庁舎移転候補地提案と下田市新庁舎等建設についてお尋ねいたします。

去る11月17日の移動知事室で、県総合庁舎の移転候補地として下田スポーツセンターと子育て支援センターのある市有地を提供すると市長は提案されたそうですが、具体的にはどのような提案をなぜされたのでしょうか。

また、知事はなぜ急に総合庁舎を移転したいと言っているのでしょうか。知事はおりませんので、知事から聞いた市長の見解、認識をお尋ねしたいと思います。

下田市にある総合庁舎の行政、防災等総合的機能の重要性とはどんなものなのでしょうか。どうして公の施設として使っている下田スポーツセンター、体育館だけではありません。視聴覚室やここではコンサートも講演会もでき、会議室もある市民がよく利用されている施設



であります。子育て支援センターは認定こども園にはなくてはならない施設であります。認定こども園と一体となっている施設であります。あたかも市の施設と県の施設を天秤にかけて、県の施設が重要だというような発言を市長がされることは大変市長として情けないと私は思うのであります。

また、これらの施設は教育委員会の所管する施設であります。教育委員会に諮っていないければ口にはいけない、そういう施設であろうと思います。市長は教育委員会にその意図を明らかにし、説明をされているのでしょうか。私の調べたところでは、教育委員会は一切聞いていない、新聞情報で知ったと、教育委員の皆さんはこう言っているわけであります。

また、この報道の中で、箕作案も検討したというようなことが報道されております。県の総合庁舎は箕作に建設してもらったらどうかと、こういうことかと思いますが、賀茂地域の総合庁舎であることから考えれば妥当な検討である、こう思われますが、これは何よりも市が提案することではなく、県自身が探すべき、検討すべき課題ではないかと思うのですが、市長の見解をあわせてお尋ねしたいと思います。

11月18日の伊豆新聞の報道によりますと、津波を防ぐ港湾整備、避難ビルとしての役割など、現総合庁舎の活用等を要望されたと報道されております。具体的にはどういう要望を市長はなされたのでしょうか。市長たるものが仮定の上で報道する、見解を公表するというようなことは、私はあってはならないことではないのか、こう思うわけではありますが、市長や県知事が口にするからには、それは市民に対する責任、具体的に進めていくということになるかと思うわけであります。単なる思いつきを口にするようなことは慎まなければならないことではないのでしょうか。

下田市新庁舎等建設問題と県総合庁舎移転はどのような関係にあるのでしょうか。新庁舎の建設場所においてもなかなか問題が困難で、市民の合意を得ていない中で、さらに県総合庁舎の移転先まで心配している余裕が市長にあるのでしょうか。県に提供できる市有地があるのならなぜ下田市の新庁舎をそこにつくらないのか。市民は素朴な質問を投げかけてきているわけであります。このような市民の素朴な質問に市長はどのようにお答えになるお考えなのでしょうか。

この際、新庁舎、県の総合庁舎だけでなく、津波浸水地域における現庁舎のあり方、図書館の移転問題、建設や保健センターの設置、公民館問題、消防詰所の建てかえや下田保育所、下田小学校の津波対策、避難路と避難場所など、根本的な見直しを行うべきであります。まさにそういう枠組みを市長自らがこの県庁舎の移転候補地問題で投げかけているのではない

でしょうか。今までの経過を全てご破算にして、防災対策として、あるいはまちづくりとしてどうあるべきかを根本的に議論し直す、そういうことを自ら口をしているということに理解ができますけれども、市長の所信をお尋ねしたいと思います。

このような観点から、下田市新庁舎建設基本構想、基本計画審議会もいわゆる出直しをするわけです。今までの審議の答申は委員の皆さんも辞職をするというような経過の中で全て棚上げといいますか、だめになったと、こう理解していいかと思うわけであります。新たな委員が選出されることになったと理解をいたしますが、そういう理解でよろしいかと。そしてどのような方々が選出され、どのように審議がされていくのか、私ははなから全てご破算にして一から審議をし直す、こういうことになったと理解をいたしますが、改めてどういう理解なのか市長にお尋ねしたいと思います。

8番目としまして、下田市立学校等再編整備審議会の委員の選出はどのように進められているのかお尋ねします。前回の答申と平成19年に22年の4月に稲梓中学、稲生沢中学の統廃合をするんだ、こういう答申がなされたと思いますが、これらの答申と今回設けられる審議会との関係はどういうぐあいになるのか。そして、この審議会は教育委員会の諮問機関ではなくて教育長の諮問機関であると、こういう理解のようでございますが、教育委員会とこの審議会との関係はどのような関係になっているのか。

そして、この経緯を見ますと、22年の4月に統廃合はなされなかった、そしてその内容は小規模校を評価しなさい、当局の見解は一方的に統廃合だ、子供が少ないから統廃合するんだ、しかし小規模校のよさというのはそこにある。静大の教育学部の先生も来て、小規模校のよさを説いていったわけです。そうしますと当然、小規模校のよさ、なおかつ統廃合しななければならない。どっちがいいのかを含めて下田は議論していかななければならない。

ところが、前回否定された答申をもとにして再度答申をお願いするんだ、これではちょっと理屈が通らないのではないかと私は思いますし、無駄金を使うということにならざるを得ないと思うわけであります。

また、教育委員会は、市長の総合庁舎移転候補地や提案についてどのような見解をお持ちなのか。市長が勝手にこのような見解を申していれば、教育委員会として、市長待ってくださいよと、ちゃんと教育委員会に説明してから口に出してください、こういう態度をとるのが教育長であり教育委員会であるべきだと、こう思うわけでありますが、この点はどのようにご理解をしているのか。

また、県知事に申し出をされたということになれば、防災の観点から移転するということ

になりますと、県の管理しております港湾、あるいは不法係留、何回も多くの議員が指摘しているところであろうと思います。庁舎の問題よりもこの不法係留されているものの撤去、あるいは稲生沢川の浚渫、青物市場や商店と協力しての備蓄の体制、あるいは浸水地域内の消防詰所の問題や木造家屋の耐震化等、県に要請すべきことは多々あるのではないかと思いますがいかがでしょうか。しかも、県の職員は土日になりますと下田にほとんどの人がいらない、賀茂地区出身の人が少ないために国に帰ってしまう、土日に災害が起きれば対応ができないというのがその実態ではないかと思います。職場を設けるという意味からおいても、県の職員の賀茂地区、下田地区からの採用を私は県知事に要請すべきだとは思いますが、このような要請をされているのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

第3点目に、下田配水池用地問題と清掃業務の正常化についてお尋ねしたいと思います。

前市長は株式会社栄協の広瀬拓意会長から、氏の所有地となった下田配水池用地を貸す見返りを求められ、家庭ごみ収集の委託を約束し、その結果6名の臨時職員を平成24年4月解雇しました。

その経過は、平成22年10月13日、サカキ、シキビ、アクシバ等の育成事業を知人と共同で行いたいので、市はこの土地を返してほしいと返還を求められたわけであります。以来、23年4月11日の賃貸借契約調印まで13回にわたり記録を見ると交渉してきております。

ひろせグループ会長、広瀬拓意氏から要望書が平成22年11月18日、市長に提出されました。そして、23年2月23日、下総秘第13号、要望書に対する市の回答（その2）が広瀬拓意氏宛てに出されております。その内容はどのように書かれていたのか、市長はどう認識されているのか、改めてお尋ねいたします。

問題はこの答弁書が地方自治法に違反している答弁書であるということであります。リサイクル分別収集された有価物（古紙類、アルミ缶、スチール缶）について優先的に処分権を株式会社栄協に与えておりますが、これは下田市契約規則違反であり、地方自治法の契約及び会計原則に違反しております。平成23年以前に行っていたような入札、実態的には見積もり合わせのようですが、この制度に戻すべきであります。市長の見解をお伺いいたします。

次に、平成26年5月14日付の東京高等裁判所での私の勝訴判決（平成23年6月定例会における私の一般質問に名誉毀損されたとして、広瀬拓意氏より2,000万円の損害賠償を求められた裁判）であります。

その内容は、解雇してまでなぜひろせグループに委託するのか、職員6人の解雇は許されない。下田配水池用地の借地交渉において、ひろせグループへ不正利益供与されたことが裁

判で真実であると認められたのであります。6月定例会の私の一般質問に、市長としては「そのような不正癒着の事実はなかった」、こう答弁をいただきました。これはぜひ認識を改めていただきたいと思います。前石井市長が出しました下総秘第13号をお読みいただければ、これが地方自治法契約違反、下田市の契約規則に違反しているものであることは明らかであろうと思います。

さらに、下田配水池用地について、広瀬拓意氏との契約がいまだに文書契約が取り交わされていないと聞いておりますが、どうしてなのかという点をまずお尋ねしたいと思います。顧問弁護士と代理人契約を締結して法律的な観点を含め、適切な対応に努めますとの回答を前回いただいておるわけでありますが、代理人契約とはどのようなもので、代理人が現在どのような交渉を進められているのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

主旨質問といたしましては以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、沢登議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、市職員の労働環境の改善と自殺予防についてということですが、このような現状に対する見解をということですが、職員の中から自殺者が出たことは大変残念なことでありまして、その事実を重く受けとめ、大変つらく思うところであります。また、ご家族に対しましてはお悔やみを申し上げる次第であります。

また、それと同時に、同じ職場に所属します職員を初め、全職員の心のケアが重要であると認識をいたしまして、9月9日には臨床心理士によるカウンセリングを行ったところがあります。また、10月からは職員自分自身の心の悩みや周囲の職員に対して気づいたことにつきまして伝えられるように投函箱を設置いたしました。これらによりまして、今まで以上に職員の心のサイン、心の悩みを受けとめていけるよう対応していきたいと考えているところでございます。また、長時間労働に対しましても、一部の職員に過大な負担がかからないように配慮していきたいと考えております。

ご指摘の市職員の労働環境の改善や自殺予防につきましては、担当課より後ほど詳しく説明をさせていただきます。

続きまして、県総合庁舎移転候補地案と下田市新庁舎建設についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、知事はなぜ県総合庁舎の移転をしないと、そういうふうなことを言ったのかという

ようなことでありますが、総合庁舎の移転の理由であります、現下田総合庁舎は南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大3.8メートル浸水することが想定されておまして、同庁舎が危機管理部門を含む賀茂地域の重要な防災拠点であり、初動体制の確保の観点から津波浸水想定区域外への早期移転が必要であると判断をしたものと理解しております。

これに対して、私が出田市民スポーツセンター等の敷地を移転用地として提案したと、どういう経緯なのか、あるいは箕作案というのはどういうことなのかというご質問ですが、下田市としましては、総合的な行政機能の面からも、また災害時における県域内の中核的な拠点施設としての観点からも県総合庁舎の重要性を十分認識しておまして、移転先の問題は下田市のまちづくりにおきましても重要な案件であると考えております。市外や賀茂地域外への移転というものはどうしても避けたいという考えから、移転候補地等の問題も含めましてできる限り協力を惜しまない姿勢で臨んでいく所存であります。

下田市賀茂地域のまちづくり、防災対応に対しまして停滞することがないように、早期に着工できる候補地をという県の意向もありましたので、時間的な制約や防災機能、伊豆縦貫自動車道の整備も含め、総合的に考慮した結果、下田市民スポーツセンターとその隣接を提案させていただいたところであります。

箕作案に関しましては、賀茂地域の町長さんより地理的に中心地、また距離的な中心地としての提案があったと聞いておりますが、農地も多く、農業振興地域も含まれておりますので、早期着工という点で課題があると判断したところであります。

続きまして、津波を防ぐ港湾整備や避難ビル等の役割などにつきまして、現庁舎の活用にあわせどのようなことを知事のほうに要望したかというところでありますが、私からの要望につきましては、担当課と協議をした上で、下田市民スポーツセンター及び子育て支援センターの機能を保持、または解体する場合は移転、建設の保障をお願いしたところであります。

また、賀茂地域におけます危機管理体制強化、地域連携強化のためには、伊豆縦貫自動車道の全線開通がどうしても必要なことを説明いたしまして、特に河津下田道路1期区間の早期開通につきましては、知事が先頭に立ち、県から国への今まで以上の積極的な働きかけを要望したところであります。

また、中心市街地への津波浸水軽減及び防災機能充実のための下田港湾の整備促進もお願いいたしました。

また、あわせまして、現下田総合庁舎は耐震、耐浪性が十分あり、3階以上における安全性は確保していると認識しておりますので、移転後の利活用につきましては、庁内で具体的

に検討はされておりませんが、希望といたしまして地域コミュニティ機能を発揮できる施設としての利用、また近隣の住民の皆さんに対する津波避難ビル機能としての利用等、下田市のまちづくりに寄与できる利活用を要望したところであります。

下田市の新庁舎建設と県の総合庁舎移転というものの関係性等のご質問であり、また防災拠点というのが重複するのではなかろうかというような話ではありますが、下田市新庁舎等建設と県総合庁舎の移転の関係ではありますが、防災に関係します県と市の役割は異なりますので、拠点機能として重複することで無駄になるのではというふうな考えはしておりません。それぞれの立場、2つの拠点があるというようなことで、相乗効果により、より強固な関係が構築されると期待しております。また、行政機能につきましても、これまでどおりの体制が維持されるものと考えております。

続きまして、県に提供できる市有地であるならば、なぜ下田市の新庁舎移転地にしなかったのかというような疑問を持っている方々がおるということでありますが、新庁舎の建設位置選定に当たりましては、これまで利便性、安全性、経済性をバランスよく考慮し検討してきたものであります。スポーツセンターの場所に新庁舎建設というふうになりますと、利便性に関しては敷根公園と同様に不適と判断いたしますし、経済性に関しましてもスポーツセンターや子育て支援センターを自らが改修や解体、新築移転をすることになりますと、何の保障もありませんので、多大な支出になるというふうに考えております。これらを考慮いたしますと、新庁舎の位置としては不適であると判断いたします。

よって、下田市新庁舎の建設位置につきましては、変化するものではなく提示しました敷根民有地を最終候補地として進めていくものであります。

続きまして、市の公共施設の配置を抜本的に見直し、計画立案すべきとのご指摘であります。既存施設の有効活用の面からも、または財政的見地からも長期的な視野に立った計画立案が必要であると考えております。

公民館や消防詰所につきましては、地域との話し合いを大切に、協議が整った地域から整備していく旨を市政懇話会の中でも伝えてまいりました。

また、図書館や保健センターの設置に関しましては、新庁舎等建設基本構想とともに県総合庁舎の移転も視野に入れた中、検討する必要があると考えております。

しかしながら、新庁舎の建設や県の総合庁舎の移転、防災に関する事項など、急ぐべき案件につきましては、時間的な制約も考慮した中で対処していかなければなりませんので、それらを優先しながら議員ご指摘のように、長期的な視点での公共施設の配置計画を策定して

いきたいと考えております。

続きまして、下田市新庁舎等建設基本構想基本計画審議会につきまして、また下田市立学校等再編整備審議会につきましては担当課よりご説明させていただきます。

それから、総合庁舎移転案に対する教育委員会の見解ということも後ほど担当課より説明させていただきます。

続きまして、総合庁舎等の移転にも伴い、県知事のほうに要望という中で、それ以外に多くの要望事項があろうと、そういうものをきちんとしていくべきだというご指摘ですが、確かに稲生沢川の不法係留の点、また河口の浚渫等につきましては、県管理の港湾や河川ということですので、これまでも随時要望してきたところであります。

また、総合庁舎移転に伴います要望とあわせまして、議員ご指摘のことに關しましても随時要望し、下田のまちづくりに寄与していきたいというふうに思っております。

続きまして、下田配水池用地問題と清掃業務の正常化についてでございますが、議員ご指摘の要望書に対する市の回答その2の内容につきましては、清掃業務関係で申し上げますと、平成22年11月18日、ひろせグループ会長から提出された要望書に対して回答を行っております。

その内容の1つとして、下田市焼却場ごみ収集業務、焼却場管理業務について、平成23年度指定管理者制度、もしくは包括的施設等の運營業務に移行してほしい旨のもので、それに対して、清掃センターのごみ処理業務のうち、収集業務については平成24年度より一部民間委託をする予定です。今後その体制については、平成23年度中に決定いたしますが、おおむね現在の5地区体制のうち、2から3地区を委託とすべく予定しております。なお、焼却業務については現在の職員体制を考慮した上、引き続き検討していきますという回答をしております。

また、要望書のイという欄につきましては、リサイクル分別収集運搬委託業務で、清掃センターで処分していた古紙類、アルミ、スチール缶類については、清掃センターで計量の上、貴社にその処分を平成23年度より新たに委託します。なお、有償売却金額は市に納入し、処理費については双方誠意を持って合意した適正な価格を払うこととしますという回答をしております。

私どもの認識といたしましては、お願いの要望書であると思っておりますが、これまで下田市では民間でできることは民間に委託するという下田市の行政運営上の方針として、民間委託は以前より進められてきたものであります。このような流れの中で、可燃ごみ収集業務委託や

リサイクル分別収集運搬業務委託も行われてきたものと理解するところであります。

市当局といたしましては、裁判所の判決や判断を真摯に受けとめ、疑念を抱かれないような事務執行をしなければならないと考えております。

また、株式会社栄協の随契1社につきましては、清掃センターのプレス機の老朽化により作業能率が劣るため、リサイクル分別収集にかかわるアルミ缶、混合金属のプレスはできない状況にあり、市内ではプレス機を有し、運搬能力、処理能力、保管場所の確保等が可能な業者は株式会社栄協の1社であることや清掃センターストックヤードに全ての有価物を保管した場合、その保管場所や通路が狭くなることによりまして、市民の皆さんの運搬時における安全管理上の危険があり、また職員が場内作業を行う上でも同時に危険であることなどの理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の競争不適により1社随契をしているものであります。

続きまして、下田配水池用地の問題につきましては、担当課よりお答えをさせていただきます。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、私からは市長の県総合庁舎移転候補地提案と下田市新庁舎等建設についてのご質問の中にありました学校再編整備に関するご質問から、今回お願いする学校再編整備審議会委員の選出方法、それから前回の答申と今回の審議会の関係、前回の稲梓、稲生沢両中学校の統合は否定されたのではないかと、この質問にお答えさせていただきます。なお、総合庁舎移転に対する見解につきましては、それぞれスポーツセンター、子育て支援センターがございますので、学校教育課長、生涯学習課長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

それでは、下田市立学校等再編整備審議会委員につきましては、9月の定例会におきまして委員報酬等、関連する補正予算を議決いただいているところでございますけれども、下田市立学校等再編整備審議会規則第3条において、審議会は委員15人以内をもって組織すると規定されております。

今回の審議会を設置するに当たりましては、定員上限である15名の方に委員への就任をお願いしてまいりました。その構成としましては、第1号で地域の代表、第2号で公共的団体の推薦者、第3号で市民代表、第4号で学識経験者、第5号では教育委員会が必要があると認める者と規定をされております。したがって、今回の審議会委員の選任に当たりまし



ては、地域の代表5名、公共的団体の推薦者4名、市民代表2名、学識経験者2名、その他教育委員会が必要があると認める者2名という構成で、合計15名の方に委員をお願いすることとしておまして、教育委員会にて諮問案を審議した上で、12月18日に本年度第1回目の審議会を開催する予定にしております。

次に、前回の答申と今回の審議会の関係でございますが、私たちは前回の答申におきます平成22年4月の稲梓中学校と稲生沢中学校を統合した新たな中学校の開校については見送りましたが、子供たちの学習環境を考えますとその答申は今なお生きていると、このように考えております。

しかしながら、見送って以降5年以上が経過しまして、稲梓地区だけではなく市内全域において少子化は一層進み、保護者、地域の皆様の思いにも変化が生じてきていると感じています。稲梓地区の皆様と意見交換を何度か行いましたけれども、その中におきましても同様の変化を感じたところでございます。このような状況の中におきまして、教育行政を預かる立場からもこれからの下田市の子供たちのよりよい学習環境整備について、前回答申の内容もあわせましてご審議いただくべきと考え、今回再度再編整備審議会をお願いしたところでございます。

なお、今回の諮問案は教育委員会でも審議をしていただきまして、審議会に答申をお願いする、このようになっておりますので、今回教育委員会として諮問すると、こういう予定でおります。

次に、前回の稲梓、稲生沢両中学校の統合は否定されたのではないかとのご質問でございますが、私たちは反対された皆さんの主な意見は、進め方に問題があったとするものに対する不満が大変大きかったのではないかと、このように思っておりますし、答申の内容につきましては今でもそのとおりであり、先ほど申しましたように、答申は生きていると、このように考えております。したがって、統合が否定された、このようには考えておりません。

私からは以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 私のほうからは、市職員の労働環境の改善と自殺予防の関係について回答させていただきます。

まず、長時間労働の実態調査の件でございますが、現在タイムカードにより実態を把握している状況です。翌月の5日までに総務課にタイムカードを提出するよう各課に依頼しておまして、その後総務課のほうで集計というようなことを行っております。勤務時間から退

庁時間までの時間が記録されておりますので、これにより個人の庁舎の中に残っている時間というものを把握しております。

続きまして、長時間労働の常態化と人員不足の調査の件でございますが、本年4月から10月までの間で先ほどの時間外勤務、タイムカードのほう、そちらのほうの多い部署、その状況は観光交流課と学校教育課でございます。これは昨年の調査の結果でも同じような結果となっております。

観光交流課につきましては、特に4月、5月、これが非常に多く、これは黒船祭というイベントによるものという理解でございます。

また、学校教育課のほうですが、これは特にこども育成係のほうが毎月のように長時間労働が続いているという状況でございます。学校教育課におきましては、平成22年度から平成25年度にかけて幼稚園、保育所の再編整備事業が実施されまして、また平成26年度には子ども・子育て支援新制度の施行準備、また保育所、幼稚園の入所事務、施設の維持管理という従来の事務を抱えたまま新規事業が新たに加わったという形が大きな要因になっているというふうに考えております。

その他の課におきまして、また係において、10月までの月別では平均で45時間以上勤務しているという部署はないという状況でございます。

したがって、市の全体業務というところで長時間労働が常態しているということではありませんが、常態化している係として先ほどの学校教育課のこども育成係、こちらのほうはそういった状況が出ているという内容でございます。

また、人員不足の調査ということで各課の状況につきましては、毎年ですけれども、これは各課に定期人事異動における特別事情に関する調査票というものを、これを毎年各課に送りまして調査しております。また、本年につきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年の第5次下田市定員適正化計画を策定するに当たりまして、そちらのほうもあわせて例年とは別途調査しているという状況でございます。

なお、改善策でございますが、一部の職員に多大な負担がかからないよう、課内や係内で業務を平準化するなど、チームワークが必要というふうに考えております。先ほどの学校教育課のようなこども育成係のようなどころについては何らかの人的な対応も必要と考えておりますけれども、やはり個人として5名程度はかなり、係全体とか課全体としてはそんなに過重はっていないんですが、個人的に5名程度かなり業務が過大になっているという状況はタイムカードの調査のほうからも見受けられているという状況があります。

事務職におきましては、現実的には増加の傾向がありますけれども、複雑、多様化する行政需要、それらに適切に応えるためには人事管理と人材育成が不可欠であると考えております。今も研修等を通じて職員一人一人の資質の向上、それらも努めており、そういったような対応がまた必要になってくるというふうに考えております。

それと、公務災害の認定に対する協力ということでございますけれども、申請者はこちらのご遺族ということになりますので、その申請の意向等が確認されましたら、各種の書類等をご遺族の方と一緒に作成することになります。したがって、これはもう請求をする中でご遺族の方と協力して、一緒になってそれをつくり上げるということは制度としてもそれは当然のことというふうに考えておりますので、そのようなことになると思います。

続きまして、職員安全委員会の件でございますけれども、下田市の場合は安全衛生委員会を設置しております、そのメンバーですね、私、総務課長、産業医、衛生管理者、これは保健師さんになります。それと人事担当者、それと職員組合の推薦した者3名の計7名で組織されております。

内容としましては、健康障害の防止対策や健康保持に対する対策等を審議して、そのようなことを事業者に対して意見を申し述べるというような職務となっております。今回は投函箱の設置や臨床心理士によるカウンセリング等の実施を決定したのも安全衛生委員会からの申し出によって当局のほうで実施したというものでございます。今後も職員の健康管理についてはそういった対策等をこの中でも検討していきたいと考えております。

続きまして、自殺予防対策がどのように進められているかということでございますが、予防対策は、先ほど市長からも若干ありましたが、メンタルヘルス対策ですとか投函箱の設置等、それらも行っております。また、9月には全職員を対象にメンタルヘルスチェックを実施しております、心の健康状態を各自が認識できるということで、これは各職員のほうに直接送付されているという状況です。ただ、これは人事のほうとか個人のことですので、こちらのほうにはその状況は送付されておりません、あくまでも職員に個々に配布されていると。今後、12月上旬頃には各課の状況をまとめた職場全体の健康増進や職場の環境対策への分析資料等も来るという話を聞いておりますので、それらが来ましたらまた対策とか活用に役立てていきたいと考えております。

なお、沢登議員ご指摘の県と同様な面接指導要領を作成してというような話がございましたが、確かに県のほうでは長時間労働をした職員は医師の診断を受けさせるというようなことを決めております。実質的には週1回産業医による一定以上の時間外労働をした者には産

業医の面接指導の日が設定されておりまして、助言とかそういったものを受けているということは沢登議員の調べたとおりでございます。

こちらのほうも近隣の市町の状況等をちょっと調査させていただきましたけれども、その結果、ちょっと近隣市町のほうでこのような面接指導等の実施はしておらないということでございます。この費用等の面もございますので、再度どういう状況で、下田市の場合できるのかということも安全衛生委員会の中でまた今後相談してまいりたいと思います。安全衛生委員会につきましては、今後、先ほど言いました各課の状況等のものが出てきたときに開く予定でございますので、その中であわせて相談してまいりたいと考えております。

なお、確かに長時間労働というところのそういった調査によって、ある程度の動向とかこちらの対策というのにも役立つと思うのですが、やはり必ずしも長くいる人がどうなのかということは、ちょっと私も個々と話をした中でそうではない状況もあると思いますので、今後やはり市役所の仕事はかなり多くなっていると。いろいろなことを求められている状況ですので、やはり選択と集中をして、優先度に応じた事務事業の見直しですとか、あと必要な人員が確保できるような確実な措置、要するに定員適正化計画をつくる時の方針の見直しですとか、また時間外勤務の上限設定、これはできるかどうかわかりませんが、そういったことも含めたきめ細かい対応ということが今後必要になってくるというふうに感じております。

それと、過労死等の防止対策促進法の関係でございますけれども、こちらは下田市の一事業、総務課の人事のほうとしましては一事業として今後示される予定の大綱に沿った施策を推進してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（平山雅仁君） 私のほうからは、過労死等防止対策推進法が11月1日に施行され、市としてどのような取り組みをされているのかとのご質問に対して答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、過労死等防止対策推進法は平成26年11月1日に施行された新しい法律でございます。この法律は、過労死等が多発し大きな社会問題となっていることに鑑み、この調査、研究、防止のための対策を推進し、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とするものです。

県の労働政策課によりますと、詳細な情報はまだないとのこと。地方自治体の責務と

いたしまして、啓発活動、相談体制の整備、民間団体の活動支援がございます。

今後は国や県と協調しまして、労働者の過労死等の防止に関する自覚や事業主に対しても法律の理解を深めていただけるような活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

10分間休憩します。

午後 2時58分休憩

---

午後 3時 8分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 私のほうからは、下田市新庁舎等建設基本構想基本計画審議会委員の選出及び審議についてのご質問に対してお答え申し上げます。

下田市新庁舎等基本構想基本計画審議会委員の選出につきましては、下田市新庁舎等建設基本構想基本計画審議会規則第3条第1項に、委員を10人以内、同条第2項第1号から第3号に、学識経験を有する者、公共的団体からの推薦者、公募に対し応募した者と規定しております。

学識経験者につきましては、前回同様、静岡県下田市の行政経験者、教員経験者に依頼申し上げます。団体推薦につきましても、経済関係団体、福祉関係団体、図書館関係団体に依頼し、推薦していただいております。公募委員につきましては、11月7日から21日の15日間応募を受けつけ、応募された7名の方より前回と同じ審査基準により、男女各1名を選出いたしました。

審議会の役割につきましては、同規則第2条に規定しておりますとおり、下田市新庁舎等建設基本構想及び下田市新庁舎等建設基本計画に関する事項について、市長の諮問に応じ調査、審議することとなっております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 私のほうからは、教育委員会は市長の県総合庁舎移転候補地

提案についてどのような見解をお持ちなのかの質問でございます。

11月の教育委員会定例会におきまして、県総合庁舎の移転候補地先として下田スポーツセンターの敷地を最有力候補として市長が提案し、事務局としては、この候補地に子育て支援センターと下田スポーツセンターの2つの施設があり、今後対応が必要になるかもしれませんが、その際には慎重に検討していきたいと思っております。新たな情報が入ったらその都度委員の皆様にお知らせしてまいりますと報告させていただいたところです。

具体的には提案されていませんが、学校教育課施設の子育て支援センターが移設することになった場合には、認定こども園と一体の施設なので隣接しなければならない、機能は保持されるならば現時点では事情やむを得ないと思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木孝子君） 同じく教育委員会の見解について、下田市市民スポーツセンターを所管する課としてお答えさせていただきます。

静岡県下田総合庁舎の下田市市民スポーツセンター敷地への移転については、候補地の1つとして県に対し行われたものですが、平成36年9月までは機能保持の譲渡時の約束があるため、現状の機能を確保していただくことを条件にお話しさせていただきました。生涯学習課としましても、学校教育課と同様、現時点ではやむを得ないものと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） 私のほうからは、下田配水池用地問題についてお答えさせていただきます。

まず最初に、下田市水道事業にかかわる借地の現状についてでございますが、これにつきましては、平成26年度は浄水場、取水場等の浄水施設用地といたしまして21件、借地面積といたしまして1万4,930平方メートルを761万5,850円で借地しております。ほかに浄水場施設以外の配水池等水道施設用地が73件、借地面積につきましては2万6,446平方メートルを191万4,253円で借地しております。これにつきましては下田配水池等無契約の分も含んでおります。

続きまして、契約がいまだに取り交わされていないということですが、どうしてなのかということと、代理人契約はどういうものでどのように進められているのかというご質問でございますが、これにつきましては下田配水池の契約交渉は昨年度分の土地賃借料が平成26年

7月に全額返還されたため供託の手続を行いました。今年度の契約につきましては、平成26年10月に代理人の弁護士を通じ、土地所有者代理人に従前賃料と比較した賃料に折り合いがつかないことと、それから契約期間についての協議を行いたい旨、文書により通知いたしましたが、協議を持ってない旨の回答をいただいたところでございます。

また、代理人契約は下田配水池用地の賃借問題に関する一切の権利を代理人に委託するもので、当事者といたしましては進展がないため、双方代理人を立て打ち合わせを行った上で市の意向を伝えて進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 答弁漏れはいいですか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 市職員の労働改善と自殺予防についてからお尋ねします。

総務課長のご答弁ですと、観光課と教育委員会以外は50時間以上残業しているところはないと、正常だと、こういう答弁ですが、実態はとんでもない状態ではないですか。いつ8時、9時に来ても本庁がこうこうと電気がついている、このような状態で50時間以内でとどまるはずがないと。実態とこの長時間労働の実質が食い違っているのではないかと。この2課どころではないと、具体的に挙げればこの前にいる課長さん方みんなそうじゃないですか、その職場は。福祉にしても、市民保健課、建設課にしても、5時に終わっているなんてところをほとんど私は目にしていませんよ。1日3時間の残業をしていけば45時間以上に当然なるはずですよ。45時間以上の残業をするということはやはり大変な困難な状態に陥っていると。

人員不足のことは明らかではないかと思うわけです。やはり数字に出てきたものではなくて、きっちり実態を把握してどういう長時間労働がなされているのか、そして長時間労働しても残業代が払われていない、まさにこのブラック企業並みの労働状態になっているのではないのでしょうか。ここら辺を再度きっちり調査をする体制をとって、総務課長の認識もまずもって改めていただきたいと思うわけです。

この臨床心理士の対応と9月にはメンタルヘルスのチェックをやっていますよと、何か事件があったときに一定の態勢をとるとというのは、これは一定の評価はあろうと思いますが、県職員と同じように、常態的に自殺予防をきっちりとしていくと。何か特別な人ではなくて一定の基準、月45時間以上の残業をした人はちゃんとお医者さんと面接して、診断をして自殺予防の対策をとると。何かその人が特別な人ではなくて、その基準に従った人は誰でも同じようなお医者さんとのつながりを持つというような、こういう体制はやはりお金の問題で

はなくて、県も既にやっていることですし、そういう体制をぜひともとっていただきたいと思うけれどもどうなのかと。

公務災害の認定のことにつきましては、ご家族の方と協議して協力していくというご答弁をいただいておりますので、大変評価をさせていただきたいと思いますが、ぜひともこの人員不足についてちゃんと管理者や担当者の調査をして体制をとるべきだと。この間50人もの職員を削減してきたことの結果が職員を死に追い込むというようなことになっているんだという認識をきっちり市長に持っていただきたい、私はこう思うわけですがけれども、その点はどうかということであります。

個別に進めて、3点ごとに進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） どうぞ。

市長。

○市長（楠山俊介君） 私からは、職員の人員不足についてであります、議員の皆さんからももう少し見直したらどうか、あるいは増員も1つの手だてではなかろうかというような、そういう提案もいただいているというふう聞いておりますが、やはり行財政改革の中で人件費削減ということは大きなテーマでもありますし、そういう中で市民サービスを向上していかなければならないという状況でありますので、本当に職員には場面場面においては無理を強いているところもあろうかというふうに思います。

また、市政懇話会でも説明をさせていただきましたが、地方分権や権限移譲、またルール改正等というような中で、言葉としては簡単ですが、その最後の受け皿の市にとりましてはかなりの大きな業務過大になってきてしまうというところがあります。そういう中で、市としてはやるべきことをやらなければならないところもありますので、それを職員の皆さんに頑張ってもらっていると。

そういう中で、それぞれ個人というものの能力の向上もあろうかと思いますが、やはりチームワークを組んで、そしてその課として係としていろいろ支え合ってやっていただけると、そういう関係性もこれからもう少し見直して支え合っていただきたいというふうなところを持っております。

また、各いろいろな計画がなされますと、それに担当しなければならない職員が出てくるといようなこともありまして、今回もいろいろ論議をされているところではありますが、ジオパークの構想を推進するためにも市の職員をどうするかというふうなこともされているところでもありますし、各市町もそれに対していろいろ論議されているところもあります。



そういう状況でありますので、簡単に人員を増強できれば本当にうれしいことではありますが、やはり限られた中でまずはしっかりとやっていくために、そしてきちんと各職員の心のケア、状態を把握しながら支え合っていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 先ほどの時間外というかタイムカードの件でございますけれども、タイムカードの中で45時間以上という話の中でいきますと、そういったような方がずっと長く毎月80時間とかそういったことをやっていることが、常態化ということで1つのところに集中しているというのは先ほど言った学校教育のこども育成係です。

そのほかのところでもやはり先ほど言いましたように、5名程度はそういった形で常態化に近い状態の方はいますよという説明をさせていただいたつもりです、個人的に。ただ、係とか課としてどうしても月45時間、平均以上いつてしまっているというところはないという状況です。

ただ、先ほどもありましたように、観光課でいけば4月、5月のやはり黒船祭のイベント、例えば今回でいけば地域防災課のほうでやった9月の防災訓練の関係の担当者とか、そういった形でやはり個人的に長くやっているという状況等は見られるということですので、ですから市役所全体としても皆さん役所の中にいつも残っているという状況ではなくて、それぞれの時期とか、そういったもので波があるので、全体が常態化しているわけではないというふうに私は説明させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、先ほどの県のほうのような、そういった時間に応じて産業医等の面接をというようにご指摘がありましたので、それにつきましては県のほうのやり方等も、時間とかいろいろあるみたいですので、そちらのほうもちょっとまた、先ほども言いましたように、調査して安全衛生委員会のほうでこういったような対応をしているけれどもということで相談をかけたいというふうに思っております。

それと、確かに時間が多くなるということについては、当然精神的な負担とかというものもあると思いますけれども、単純に時間ではなくて、職務内容によっては、例えば市民と接してかなり苦情を受けるような部分とか、そういったようなもので精神的にもくるといのはございますので、ただ時間だけということではなくてそういったことも含めた対応が必要になるとは考えておりますので、その辺も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 1つ市長には要望しておきたいと思います。

行政改革の結果がこのような5年間に4人もの自殺者を出しているんだと、この認識はぜひ心していただきたいと私は思います。行政改革が必要なら、自殺者を出さないような行政改革はどうしたらいいのだということが市長の課題でありますし、それは必要な人員はきちり確保するということが必要ではないかと思うわけです。

ぜひ総務課長の努力は評価するものですが、具体的に課長さん方は何時間くらい残業をやっているんだと、45時間以上やっている課長さんが多数ではないかと私は思うのですけれども、課長さん方の勤務状態というのを把握しているのかという点が1点と、やはり自殺した現実が具体的にありわけですので、その原因を役所としてきちり調べると。長時間でないとしたらこれはパワハラといいますか、心的圧迫ということになるかと思っておりますので、長時間及び心的な圧迫がこの具体的なケースでどうあったのかなかったのか、きちり調べて再びこういう事件が起きないようにしようという姿勢をぜひとも明らかにしていただきたいと思っております。

次に、県の総合庁舎の移転と新築問題であります。社会教育と教育委員会の課長さんから教育委員会として妥当なものだと思う、今後検討していくからいいよと、こういう答弁がありますが、課長さん方は教育委員会を代表してはいない。教育委員会に使われている職員だと。教育委員会が結論を出していないものを私はこうですよというような議会で答弁すること自身がおかしいんじゃないですか。しかも教育委員会の施設を市長が教育委員会に諮りもしないで方向づけをして、教育委員会の職員としてそれでござんすというような姿勢をとるとしたら、教育委員会の職員としての資質が問われる。しかも教育長が課長にその答弁を譲るなんていうのは見づらいことですよ、教育委員長として。教育委員長が判断すべきことで課長がどうだこうだ判断すべきことではないでしょう。教育委員の1人として教育長がきちりとして教育の施設を守るという姿勢に立っていただきたい。

具体的に、例で恐縮ですけれども、下田中学校の校舎の前がテニスコートや庭があると、ここを提供しましょうと、それにかわる何かを保障してくれればいいですよと、こんな議論が通りますか。市長。何々を保障してくれればここを提供しますというような、そういう発言をしていい場所ではないでしょう。それを問うているんです。

そういう意味では箕作は別に施設があるわけではありませぬし、場所的にいいというならそれはご提供願ってもいいと思っておりますけれども、少なくとも市長が口にするからには、教育委員会の了承や話をして初めて口にする内容ではないかと思うんです。ここに

ついでに答弁が全くないし、市長の反省が僕はないと思うわけです。ぜひともここはしっかりと、教育施設というのはそういうものではないという理解を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 下田スポーツセンター、そして子育て支援センターは下田市にとって重要であるということは認識しているところであります。そして、今回の総合庁舎の移転に伴いまして、その施設を保持していただけるという条件の中でしたところでありますので、その施設がなくなるというような状況ではないということでありまして、関係課、あるいは教育長との中で事前に相談をさせていただいたところであります。

これが施設がなくなっていく、あるいは移転というようなことの中で、施設としての目的が続けられなくなるような状況でありましたら、これは大きな問題でありますので、きちんとした中で相談をかけるところであります。条件としては保持されるということを提示しましたので、そしてそれから先のことにしましては進捗の中できちんと教育委員会のほうに相談をするというふうにご検討のところであります。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、私からも若干お答えをしたいと思いますけれども、両課長に現状、教育委員会として内部で話し合ったことについて、両課長からお答えをさせていただきましたけれども、この問題についてはまだ最終決定ではないということ、それから、これは教育委員会に事前にかけるべきではないかというお話がございましたけれども、下田市教育委員会教育長に対する事務の委任規則、この中に、次の事項を除いてその権限に属する教育事務を教育長に委任すると、その「除き」というその中の（3）に学校、公民館、図書館、その他の教育機関の設置及び廃止、これについては事前に教育委員会にかけて審議すると、こういうふうになっております。

今回、まだこのスポーツセンター、それから子育て支援センターはともに設置の問題、あるいは廃止をするというような、そういう段階にはありません。むしろ、今市長がお答えしましたように、これはこの施設が機能をしっかり保つ、そこにおいて保つという、そういうことを条件にというお話がございました。したがって、今はっきりはしていないけれども、そういうことが予想されるということを教育委員の皆さんにお伝えを事前にしたというところでございます。

したがって、この問題は、私個人としましては、下田市のためになる案件ではないか

ということで市長のお話をご理解申し上げた、こういうところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 全く教育長の答弁も木で鼻をくくったような答弁だと思うんです。設置及び廃止にかかわる内容じゃないですか。子育て支援センターを認定こども園の施設だと、しかしそこは廃止すると、どこかに移動するということを言っているわけですから、設置及び運営に関するでしょう。それで、スポーツセンターだって、スポーツセンターの体育館のほうはそのまま残すようですけども、その前の視聴覚室や会議室は取っ払うとこう言っているんじゃないですか。そういうことから考えても設置及び廃止に関することにかかわっているんじゃないですか。かかっていることは前段であろうと何であろうと、決定をしていなくてもそこに責任者たる市長が口に出しているんですから。出す以上は教育委員会にきっちり話をし、了解を得ていくという措置をとらなくていいなんていう仕組みには、教育委員会の仕組みはないはずですよ。ここの法的理解を市長も教育長もしっかりしていただきたい。

さて、観点をちょっと違えたいと思いますが、この問題が防災のためにやるんだと、県はあそこに持っていくんだと言いますが、同じようなところにそのちょっと下に庁舎をつくるんだということになれば、あそこの縦貫道はおりだけの道ですね。入っていきませんね、敷根のインターは。しかもこちらの市内のほうは今の中村と同じような状態になるでしょう。6丁目から折れるような状態にそういう場合はなるでしょう。そうしたら、そこから発進するなんていうことは今のところと何ら変わらないじゃないですか。

そういう意味での県の防災の仕事というのは具体的にはどういうことかお尋ねします。まちへ出て行って建物を片づけるなんてことはしないでしょう、県の職員は恐らく。まず県内の情報を集めるということじゃないですか。そして、自衛隊に頼んだり、業者に頼んだり、市と連絡をとってどういう態勢をとるかを頼んだり、あるいは仮設の住まいの場所をどこに設けたらいいかとか、こういうことを協議するんだらうと思うんです。

そういうことから言っても、同じような場所に庁舎と県の総合庁舎があると。しかも交通体系は市の職員も県の職員も、伊豆縦貫道もそこから直接利用できないと、こういう場所じゃないんですか。

防災の観点からいっても、あそこを推薦するということはおかしいと私は思います。どういう理解をしているのか。県の総合の災害上の対策というのは、県はそこでどういう仕事をしようというのかという点をあわせて明らかにしてください。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） まず、防災の対応ですけれども、現庁舎が南海トラフの巨大地震のレベルの想定の中で浸水域にあると。その浸水域から避けたいというのがまず大きなものであります。そのためには浸水域以外というところがどこにあるのかということです。

それから、先ほどお答えをしましたが、県として移転に関しましては、やはり早くこの地域の防災、あるいはまちづくりに対して停滞するようなことなく、早くしたいという中では時間のかかるような造成やあるいはいろんな許認可等のそういう問題に対しては避けたいというような中で、そういう要件をいろいろ市としては市内にとどまっていたきたいという中で考えたところであります。

それから、縦貫道でありますけれども、縦貫道は乗れるようになっていきますので、-halfインターという形ではなっていますけれども、乗りおりはできる場所がありますので、北に向かって行くには十分ありますし、また支援としては北からの支援をきちんと受けとめられる状況にもなっておりますので、縦貫道を防災的なことで考えますと開通することが大きな手だてになるというふうに思っています。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 答弁が不十分で、県はその防災拠点でどんな仕事をするのかという問いにお答えいただいておりますが、よろしくお願ひしたいと。

それから、私の理解しているところでは敷根のインターはおりだけのインターで、敷根から乗っていくインターではないと、こういう説明を受けておりますが、違うんでしょうか。乗りおりができるインターに現在変わっているということなんでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 敷根インターについてでございますが、今市長が述べましたように-halfインターの形になっております。

沼津方面から下田へ来た場合はおりられます。下田から沼津方面に行く場合は乗ることができます、という形のインターでございます。

〔発言する者あり〕

○建設課長（長友勝範君） 沼津方面には行けます。沼津方面に行くために伊豆縦貫自動車道へ乗ることはできます。沼津方面から来た車は敷根でおることはできます。その-halfインターで、西に向かって乗ることはできませんし、西から来るのがおることはできないと

いう形のハーフインターということで、全く使えないインターではないということです。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 災害時における県の役割ですけれども、先ほど議員おっしゃられたとおり、総合庁舎においてこの賀茂地域全体の情報収集といろいろな応援、そういったものをお願いするところであります。

そういった中で、逆に現在地におきましては浸水域にありまして、まず時間外に発生した場合には庁舎に人が行けないということで機能不全に陥るということになっております。

それに対して、今度敷根のほうに行った場合には今回は人の参集もできると、それから孤立化しない。また、もう1点ありますのが、敷根の運動公園、こちらのほうがヘリポートとなっております。災害の最初期段階におきましては恐らく自衛隊等の応援部隊の連絡要員が最初に到着すると思いますけれども、それには恐らくヘリコプターを使うと思いますので、そういった意味では現庁舎のところではなかなか自衛隊の職員も連絡要員も来れないということもありますので、要件としてはどちらかというところとよくなるというふうに判断しております。

また、上のほうで、県の総合庁舎のほうで賀茂全体の指揮をとってありまして、それと連携した形で敷根インターの下のほうでは市のほうが連携したオペレーションを行うことができますので、非常に効率のよい災害時の運営ができるように私のほうは考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 全く勝手な防災課長の解釈だと思います。全く勝手な。この土日に発生したらどうするんですか。県の職員はほとんどいないんじゃないですか、下田に。下田へどうやって入ってくるんですか。下田に入ってこれないような災害を予想しているのではありませんか。しかも、ヘリコプターが来るからそこがいいんだと、こう言いますけれども、さきの訓練においても自衛隊等々が来たのは外浦海岸じゃないですか。あるいは大浜のあれに上陸舟艇等々を持ってきてやってきて、ヘリコプターもそこへおりたり、あるいはさっきのところに来ているんじゃないでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

○7番（沢登英信君） ですから、全く勝手な理解だと。今のそういう体制の中で、今の総合庁舎で何が不足になるのかという点が明らかになっていないという点が思います。何で今の

総合庁舎では不足なのか、具体的に明らかにしていただきたい。浸水域外にさえ持っていかばいいのかと。そんな単純な論理で進められてはとんでもないと。教育施設をないがしろにするような市政というのは批判されてしかるべきだと僕は思います。

それから、最後の配水池問題について言いますけれども、23年2月23日のその2の回答は地方自治法に違反しているわけですので、この回答ではない形の、従来やっていた入札をきっちりしていくという姿勢に立っていただきたい、こういうぐあいと思うわけであります。

それから、先ほど水道課長のほうから答弁がありました点につきましては、聞き漏らした点もありますので、資料等がありましたら議会に答弁の内容で借地がどのぐらいあって、どういうぐあいになっているかと答弁いただいたと思いますが、これは資料としてご提供いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 土日になると県の職員がみんないなくなるということですが、実態上でいきますと全てがいなくなるわけではございません。私も昨年度まで危機管理部のほうにおりましたので申し上げますけれども、危機管理局の職員につきましてはそれぞれローテーションで必ずいるようにということで、全員が全員いなくなるわけではなくてちゃんと対応できるような人員でやっております。また、農林、それから土木におきましても同じようにローテーションを組んでくならないようにしておりますので、土日になったからということで災害オペレーションができないような状況にはなっていないはずなので、そこは人数は少なくなりますけれども、対応はできるというふうに考えてございます。

それから、浸水域外の話につきましては、浸水域に近寄れないということで今回県のほうが移転のほうを考えておりますので、何らかの問題があるところだというふうにはご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） 今ご質問の賃貸借料の一覧でございますけれども、これにつきましては平成25年度の決算のときに添付資料として出しておりますので、それをご覧になっていただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤晴美君） 有価物に対する入札の件でございますけれども、現状リサイクル分別運搬収集業務というものが栄協さんと今1社の随契ということで扱っております。

その中で、市の計量器で計量した上で、現在栄協さんのヤードでおろすという契約及び仕様書の状況になっています。

その中で、リサイクル分別収集に係る処分につきましては、栄協さんと1社随契ということで有価物の値段についてはご承知のとおり、センターストックヤードと同額、それから処理費については、古紙についてもセンターストックヤード分と同額、それからアルミ缶とスチールについては処理内容が異なるということで、異なった単価ということでやっておるのが現状でございます。

そういった中で、リサイクル分別収集の契約等を勘案しますと、やはり効率的、栄協さんで1社随契することが効率的、それから前半で市長がお答え申し上げたように、缶プレス機を保有する会社が1社しかないということ。それから、そういったものをリサイクル分別を担っていく上での設備ですとか、人手ですとか、そういったものを全て持っているのが栄協さんということの中で、総合的に判断をして、現在1社随契でやらせていただいているものですので、入札ということは確かに一般的にはそういったほうが望ましいわけですがけれども、現状ではなかなか難しいということで考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 入札が望ましいけれどもこれでやっているんだと、法令違反をしないでこれでいいだなんてとんでもない話ですよ。下田市契約規則に違反をしているんじゃないですか。そして、それらのものは監査委員も指摘をしているところじゃないですか。

古紙のほうは改められたようですがけれども、アルミ缶とスチールはどうなっているんですか。しかも、これらのものは市にストックヤードをつくっているんじゃないですか、ちゃんと。そこを使えないわけがないじゃないですか。23年度以前は1社随契ではなくて見積もり合わせをしてやっているんですから。22年度はちゃんと見積もり合わせをやっているんですから、現在それができないなんていう理由をくっつけるということは、後からのこれもとぼけた答弁だということになると思うわけです。実態に合っていない。自分たちのやっていることを弁護するだけの答弁じゃないですか。法律に違反していることは地方自治法に基づいた、ちゃんとした入札契約をしてくださいよ。どうなんですか、市長。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 今、環境対策課長からも説明がありましたように、1社随契にはそれなりのきちんとした理由があつてお願いしているところでありますので、ご理解をいただき



たいというふうに思います。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤晴美君） すみません、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、さきの9月の議会で配付された監査委員さんからのご指摘の内容でございますけれども、契約規則に反しているということの意味は、契約に当たって予定価格とか設計書、そういったものがないまま随契を行っていたということでご指摘をいただいたものであります。あわせて、9月に沢登議員がご指摘いただいた古紙処理類の処理単価の本来センターストックヤードで500円であったところを契約書上、本文で1,000円、それからただし書きで500円ということの中で、本文の1,000円で支払っていたということでご指摘を受けまして、公平でない、一貫性がないというようなご指摘を監査からいただいているものでございます。

契約規則第19条の中で随意契約が規定されております。なるべく2人以上の見積もりを徴するものというような形で随契は規定されておりますけれども、これはあくまでもなるべくということの中で、必ずということではありません。

それから、平成24年6月に下田市総務課と企画財政課より随意契約のガイドラインというものが示されております。その中でも随意契約によるかどうかは契約ごとの内容、性質、目的のほか、経済的合理性等を客観的、総合的に検証して慎重に判断を行うということと示されております。地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号に該当するかどうかの説明についても、そういったガイドラインの中で業務委託等について、例としまして特定の設備、技術、もしくは技術を有する者、または特定の販売業者と契約しなければ契約の目的を達成できない場合というようなことで、随契の基準としてガイドラインが定められているものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。あと10秒ぐらいです。

○7番（沢登英信君） 2社以上というのは、ですから3社以上からやれと、やらなくてもいいということを規定しているんじゃないんですよ、そんなばかなこと言っているんじゃないですよ、課長たるものが。この随契に該当すると言うけれども22年以前はちゃんと入札してやっていたじゃないですか。できることをやらない、とんでもない話ですよ。

○議長（土屋 忍君） 時間です。

これをもって、7番、沢登英信君の一般質問を終わります。

---

○議長（土屋 忍君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 3時50分散会